

基本目標4 生活支援・介護サービスの充実

行番号	第8期計画（現行）	第9期計画（案）	考え方								
1	施策の方向1 自立支援型ケアマネジメントの浸透・定着	施策の方向1 自立支援型ケアマネジメントの浸透・定着									
2	<table border="1"> <tr> <td>現状 2019年度</td> <td>・*自立支援型ケアマネジメント研修会：開催回数 3回 ・自立支援型ケアマネジメント会議：開催回数 22回 事例検討数 1回につき4事例</td> </tr> <tr> <td>課題</td> <td>自立支援型ケアマネジメントの促進</td> </tr> </table>	現状 2019年度	・*自立支援型ケアマネジメント研修会：開催回数 3回 ・自立支援型ケアマネジメント会議：開催回数 22回 事例検討数 1回につき4事例	課題	自立支援型ケアマネジメントの促進	<p>現状と課題</p> <table border="1"> <tr> <td>現状 2022年度</td> <td>・自立支援型ケアマネジメント研修会：開催回数 2回【3回】 ・自立支援型ケアマネジメント会議：開催回数 12回【22回】 事例検討数 1回につき4事例【1回につき4事例】</td> </tr> <tr> <td>課題</td> <td>自立支援型ケアマネジメントの促進</td> </tr> </table>	現状 2022年度	・自立支援型ケアマネジメント研修会：開催回数 2回【3回】 ・自立支援型ケアマネジメント会議：開催回数 12回【22回】 事例検討数 1回につき4事例【1回につき4事例】	課題	自立支援型ケアマネジメントの促進	
現状 2019年度	・*自立支援型ケアマネジメント研修会：開催回数 3回 ・自立支援型ケアマネジメント会議：開催回数 22回 事例検討数 1回につき4事例										
課題	自立支援型ケアマネジメントの促進										
現状 2022年度	・自立支援型ケアマネジメント研修会：開催回数 2回【3回】 ・自立支援型ケアマネジメント会議：開催回数 12回【22回】 事例検討数 1回につき4事例【1回につき4事例】										
課題	自立支援型ケアマネジメントの促進										
3	(新規)	施策の展開									
4	(1) 自立支援型ケアマネジメントの浸透・定着	(1) 自立支援型ケアマネジメントの啓発【担当：高齢福祉室】									
5	○介護保険法における「自立支援・能力の維持向上」の理念の下、自立支援・重度化防止の積極的な取組の推進をめざし、市、*地域包括支援センター、介護サービス事業者等の意識の共有を進めるとともに、自立支援型ケアマネジメントの考え方や実践の浸透と定着をめざし、引き続き 自立支援型ケアマネジメントに関する研修会 を行います。	(2)に移動	自立支援型ケアマネジメントについて、 (1)市民向けの啓発、(2)事業者への啓発に施策の展開を整理								
6	○*介護支援専門員の自立支援型ケアマネジメントの十分な理解の促進を図るための研修会については、 介護支援専門員資質向上研修 （主任介護支援専門員の資格更新に必要な法定外研修と位置付けた研修）として実施します。	(2)に移動									
7	○自立支援型ケアマネジメントを実践した当事者が自身の経験を発表し、当事者同士が交流できる機会を設ける等、 自立支援型ケアマネジメントの考え方や実践に対する市民向けの意識啓発 を行います。	○自立支援型ケアマネジメントを実践した当事者の発表や、当事者同士が交流できる機会を設ける等、自立支援型ケアマネジメントについて市民向けの意識啓発を行います。									
8	(新規)	○高齢者自身がはつらつ元気手帳を活用し、基本チェックリストによる生活機能低下の自己チェック、生活目標や介護予防に資する活動を記載することで、セルフマネジメントの促進を図ります。またその内容を家族や支援者等と共有することでモチベーションの維持向上につなげます。	セルフマネジメントによる意識の向上を図る取組について記載								
9	(2)から移動	○高齢者安心・自信サポート事業において、自立支援・重度化防止につながる取組を行った事業所（地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、通所介護事業所、訪問介護事業所）に対して評価する広報インセンティブ付与に関する事業を実施します。									
10	(2) 多職種協働によるケアプランの検討 重点取組	(2) 自立支援型ケアマネジメントの事業者への浸透・定着【担当：高齢福祉室】 重点取組									
11	(1)から移動	○自立支援・重度化防止の積極的な取組の推進をめざし、市、地域包括支援センター、介護サービス事業者等の意識の共有を進めるとともに引き続き自立支援型ケアマネジメントに関する研修会を行います。									
12	(1)から移動	○介護支援専門員資質向上研修（主任介護支援専門員の資格更新に必要な法定外研修と位置付けた研修）の際に、自立支援型ケアマネジメントの十分な理解の促進も図られるよう努めます。									
13	○単なる心身機能等の向上のみではなく、日常生活の活動能力を高めて家庭や社会への参加を可能にし、高齢者が自立した生活を送れることをめざし、リハビリテーション専門職等の助言を得て、市、地域包括支援センター、ケアプラン作成者、介護サービス事業者等の多職種が協働してケアプランの確認や見直し及びケアプラン実践後の振り返りを行うため、事例検討による 自立支援型ケアマネジメント会議 を行います。	○多職種が協働して、事例検討による自立支援型ケアマネジメント会議を継続して実施し、自立支援に資するケアマネジメント実践の定着と充実を図り、介護予防・重度化防止をめざします。	第8期計画の以下3つの○について、文言を簡素化し、統合。								
14	○自立支援型ケアマネジメント会議において、短期の集中的なサービス利用により身体機能の改善が見込まれる高齢者等の事例検討を積み重ねることにより、 自立支援に資するケアマネジメント実践の定着と充実 を図ります。										
15	○検討を行った事例を5年間 モニタリング し、効果検証を行います。自立を妨げる課題を分析し、個々の事例に最適なケアプランを検討・実践することにより、高齢者の尊厳の維持及び生活の質の向上を図り、介護予防・重度化防止をめざします。										
16	○ 自立支援型ケアマネジメントへのインセンティブ について検討します。	(1)に移動									

第8期・第9期計画 変更点一覧表

行番号	第8期計画（現行）	第9期計画（案）	考え方																	
17	<p><想定事業量></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>第7期実績</th> <th colspan="3">第8期見込み</th> <th>第9期見込み</th> </tr> <tr> <th>2019年度</th> <th>2021年度</th> <th>2022年度</th> <th>2023年度</th> <th>2025年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ケアプランのケース検討数</td> <td>81 ケース</td> <td>48 ケース</td> <td>48 ケース</td> <td>48 ケース</td> <td>48 ケース</td> </tr> </tbody> </table> <p>※より多くの事例を検討することで、自立支援型ケアマネジメントの浸透については一定図られたことから、会議の開催回数を見直し、年間48ケースの検討をめざします。</p>		第7期実績	第8期見込み			第9期見込み	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度	2025年度	ケアプランのケース検討数	81 ケース	48 ケース	48 ケース	48 ケース	48 ケース	(指標に記載しているため削除)	
	第7期実績		第8期見込み			第9期見込み														
	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度	2025年度															
ケアプランのケース検討数	81 ケース	48 ケース	48 ケース	48 ケース	48 ケース															
18	<p>施策の方向2 高齢者安心・自信サポート事業の充実</p>	<p>施策の方向2 高齢者安心・自信サポート事業の充実</p>																		
19	<table border="1"> <tr> <td>現状 2019年度</td> <td>・吹田市独自サービスとして「通所型入浴サポートサービス」及び「訪問型短期集中サポートサービス」を実施</td> </tr> <tr> <td>実態調査 2019年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> サポート事業におけるNPO団体やボランティア、民間企業等のサービス利用 「利用したい」32.8%【26.1%】 「利用したくない」10.0%【7.3%】 利用したい理由 「サービスの幅の広がりや、地域に応じたサービスが期待されるから」57.0%【59.8%】 利用したくない理由 「介護保険サービス事業者の方が気兼ねなく利用できるから」48.3%【46.9%】 </td> </tr> <tr> <td>課題</td> <td>高齢者の多様な生活ニーズに対応できるサービス体系の検討が必要</td> </tr> </table>	現状 2019年度	・吹田市独自サービスとして「通所型入浴サポートサービス」及び「訪問型短期集中サポートサービス」を実施	実態調査 2019年度	<ul style="list-style-type: none"> サポート事業におけるNPO団体やボランティア、民間企業等のサービス利用 「利用したい」32.8%【26.1%】 「利用したくない」10.0%【7.3%】 利用したい理由 「サービスの幅の広がりや、地域に応じたサービスが期待されるから」57.0%【59.8%】 利用したくない理由 「介護保険サービス事業者の方が気兼ねなく利用できるから」48.3%【46.9%】 	課題	高齢者の多様な生活ニーズに対応できるサービス体系の検討が必要	<p>現状と課題</p> <table border="1"> <tr> <td>現状 2022年度</td> <td>・吹田市独自サービスとして「通所型入浴サポートサービス」及び「訪問型短期集中サポートサービス」を実施</td> </tr> <tr> <td>高齢者等の生活と健康に関する調査 2022年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> サポート事業におけるNPO団体やボランティア、民間企業等のサービス利用 「利用したい」16.6%【32.8%】 「利用したくない」9.8%【10.0%】 利用したい理由 「サービスの幅の広がりや、地域に応じたサービスが期待されるから」60.1%【57.0%】 利用したくない理由 「介護保険サービス事業者の方が気兼ねなく利用できるから」32.1%【48.3%】 </td> </tr> <tr> <td>課題</td> <td>高齢者の多様な生活ニーズに対応できるサービス体系の検討が必要</td> </tr> </table>	現状 2022年度	・吹田市独自サービスとして「通所型入浴サポートサービス」及び「訪問型短期集中サポートサービス」を実施	高齢者等の生活と健康に関する調査 2022年度	<ul style="list-style-type: none"> サポート事業におけるNPO団体やボランティア、民間企業等のサービス利用 「利用したい」16.6%【32.8%】 「利用したくない」9.8%【10.0%】 利用したい理由 「サービスの幅の広がりや、地域に応じたサービスが期待されるから」60.1%【57.0%】 利用したくない理由 「介護保険サービス事業者の方が気兼ねなく利用できるから」32.1%【48.3%】 	課題	高齢者の多様な生活ニーズに対応できるサービス体系の検討が必要						
現状 2019年度	・吹田市独自サービスとして「通所型入浴サポートサービス」及び「訪問型短期集中サポートサービス」を実施																			
実態調査 2019年度	<ul style="list-style-type: none"> サポート事業におけるNPO団体やボランティア、民間企業等のサービス利用 「利用したい」32.8%【26.1%】 「利用したくない」10.0%【7.3%】 利用したい理由 「サービスの幅の広がりや、地域に応じたサービスが期待されるから」57.0%【59.8%】 利用したくない理由 「介護保険サービス事業者の方が気兼ねなく利用できるから」48.3%【46.9%】 																			
課題	高齢者の多様な生活ニーズに対応できるサービス体系の検討が必要																			
現状 2022年度	・吹田市独自サービスとして「通所型入浴サポートサービス」及び「訪問型短期集中サポートサービス」を実施																			
高齢者等の生活と健康に関する調査 2022年度	<ul style="list-style-type: none"> サポート事業におけるNPO団体やボランティア、民間企業等のサービス利用 「利用したい」16.6%【32.8%】 「利用したくない」9.8%【10.0%】 利用したい理由 「サービスの幅の広がりや、地域に応じたサービスが期待されるから」60.1%【57.0%】 利用したくない理由 「介護保険サービス事業者の方が気兼ねなく利用できるから」32.1%【48.3%】 																			
課題	高齢者の多様な生活ニーズに対応できるサービス体系の検討が必要																			
20	(新規)	<p>施策の展開</p> <p>(1) 多様な主体による生活支援の充実に向けた支援【担当：高齢福祉室】</p>																		
21	(1) 多様な主体による生活支援の充実に向けた支援	(1) 多様な主体による生活支援の充実に向けた支援【担当：高齢福祉室】																		
22	○「 高齢者安心・自信サポート事業 」において、引き続き、従来の訪問介護と同等サービスである「 訪問型サポートサービス 」や、生活行為の回復・向上に重点を置いた「 訪問型短期集中サポートサービス 」を実施します。	○「 高齢者安心・自信サポート事業 」において、引き続き、従来の訪問介護と同等サービスである「 訪問型サポートサービス 」や、生活行為の回復・向上に重点を置いた「 訪問型短期集中サポートサービス 」を実施します。	変更なし																	
23	(新規)	○サービスの多様化・充実に向けて、安価な費用で生活援助を行う訪問型サービスAの構築等に努めます。																		
24	○今後、介護保険制度の動向や地域の実情も踏まえ、多様化・充実に向けた検討をします。	(削除)	検討の結果、訪問型サービスA、通所型サービスBの構築をすることになったため。																	
25	<table border="1"> <tr> <td>高齢者安心・自信サポート事業</td> <td>要支援1・2の認定を受けた人及び*基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人を対象に、継続コース（今までどおり！）、期間限定コース（今だけ！）、短期集中コース（今こそ！）、予防コース（今から！）の4つのコースでサービスを実施しています。</td> </tr> <tr> <td>訪問型サポートサービス</td> <td>ホームヘルパーが居宅を訪問し、身体介護や生活援助を行います。</td> </tr> <tr> <td>訪問型短期集中サポートサービス</td> <td>専門職の訪問と通所型サポートサービスを組み合わせ、生活上の不安・不便を軽減するための指導・助言を行います。</td> </tr> </table>	高齢者安心・自信サポート事業	要支援1・2の認定を受けた人及び*基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人を対象に、継続コース（今までどおり！）、期間限定コース（今だけ！）、短期集中コース（今こそ！）、予防コース（今から！）の4つのコースでサービスを実施しています。	訪問型サポートサービス	ホームヘルパーが居宅を訪問し、身体介護や生活援助を行います。	訪問型短期集中サポートサービス	専門職の訪問と通所型サポートサービスを組み合わせ、生活上の不安・不便を軽減するための指導・助言を行います。	(削除)												
高齢者安心・自信サポート事業	要支援1・2の認定を受けた人及び*基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人を対象に、継続コース（今までどおり！）、期間限定コース（今だけ！）、短期集中コース（今こそ！）、予防コース（今から！）の4つのコースでサービスを実施しています。																			
訪問型サポートサービス	ホームヘルパーが居宅を訪問し、身体介護や生活援助を行います。																			
訪問型短期集中サポートサービス	専門職の訪問と通所型サポートサービスを組み合わせ、生活上の不安・不便を軽減するための指導・助言を行います。																			
26	(2) 多様な主体による通いの場の充実に向けた支援	(2) 多様な主体による通いの場の充実に向けた支援【担当：高齢福祉室】																		
27	○「 高齢者安心・自信サポート事業 」において、引き続き、従来の通所介護と同等サービスである「 通所型サポートサービス 」を実施します。	○「 高齢者安心・自信サポート事業 」において、引き続き、従来の通所介護と同等サービスである「 通所型サポートサービス 」を実施します。	変更なし																	

第8期・第9期計画 変更点一覧表

資料5

行番号	第8期計画（現行）	第9期計画（案）	考え方										
28	○通所型入浴サポートサービスについて、さらなる利用者数の増加を図るため、現在指定を受けている事業者の意見も聞きながら、他の事業者に向けても情報を発信し、指定事業者の増加を図ります。	(削除)	街かどデイハウスについては基本目標1で記載するため削除。										
29	○街かどデイハウスでは、介護予防や生活支援等を必要とする高齢者に対し、介護予防サービス等を提供しています。今後、高齢者安心・自信サポート事業への位置付けも含め、事業の実施手法について検討します。	(削除)											
30	○今後、介護保険制度の動向や地域の実情も踏まえ、多様化・充実に向けた検討をします。	(削除)											
31	(新規)	○サービスの多様化・充実に向けて、住民主体の通いの場への支援として通所型サービスBの構築等に努めます。											
32	<table border="1"> <tr> <td>通所型サポートサービス</td> <td>通所介護施設で、日常生活上の支援や生活行為向上のための支援を行います。</td> </tr> <tr> <td>通所型入浴サポートサービス</td> <td>「入浴が一人では不安」など、入浴動作に不安を感じるようになってきた方を対象に、入浴だけのサービスを実施します。</td> </tr> </table>	通所型サポートサービス		通所介護施設で、日常生活上の支援や生活行為向上のための支援を行います。	通所型入浴サポートサービス	「入浴が一人では不安」など、入浴動作に不安を感じるようになってきた方を対象に、入浴だけのサービスを実施します。	(削除)						
通所型サポートサービス	通所介護施設で、日常生活上の支援や生活行為向上のための支援を行います。												
通所型入浴サポートサービス	「入浴が一人では不安」など、入浴動作に不安を感じるようになってきた方を対象に、入浴だけのサービスを実施します。												
33	(3) 多様な生活ニーズに対応したサービス体系の充実	(削除)											
34	○介護サービス事業者等へアンケート等を実施し、サービス利用者及び事業者の実態を把握するとともに、基本チェックリスト該当者数やサービス実績等の結果を参考に、自立支援・重度化防止を目的としたサービス種別や各種加算等、内容の拡充を進め、事業者等が、高齢者の自立に向けて積極的に関与できる環境づくりを進めます。	(削除)											
35	施策の方向3 暮らしを支える在宅福祉サービス等の提供	施策の方向3 在宅高齢者と家族介護者への支援		第8期計画の「施策の方向3 暮らしを支える在宅福祉サービス等の提供」と「施策の方向4 介護者支援の充実」を統合									
36	<table border="1"> <tr> <td>現状 2019年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 緊急通報システム：設置台数 1,659台【1,991台】 配食サービス：配食数 71,701食【88,901食】 救急医療情報キット：延べ配布数 15,067人【12,730人】 通院困難者タクシークーポン券事業の対象者要件の緩和と助成内容の拡充 安心サポート収集：定期収集利用件数（65歳以上）170件【171件】 高齢者世帯声かけサービス：申込件数 8件、実施世帯8世帯 65歳以上の単身世帯：世帯数 26,719世帯（9月末日現在）【一】 </td> </tr> <tr> <td>実態調査 2019年度</td> <td>今後充実に望む高齢者保健福祉施策「在宅福祉サービス」 50.5%【38.9%】</td> </tr> <tr> <td>課題</td> <td>高齢者のニーズに合った生活支援サービスを提供するとともに事業の周知が必要</td> </tr> </table>	現状 2019年度			<ul style="list-style-type: none"> 緊急通報システム：設置台数 1,659台【1,991台】 配食サービス：配食数 71,701食【88,901食】 救急医療情報キット：延べ配布数 15,067人【12,730人】 通院困難者タクシークーポン券事業の対象者要件の緩和と助成内容の拡充 安心サポート収集：定期収集利用件数（65歳以上）170件【171件】 高齢者世帯声かけサービス：申込件数 8件、実施世帯8世帯 65歳以上の単身世帯：世帯数 26,719世帯（9月末日現在）【一】 	実態調査 2019年度	今後充実に望む高齢者保健福祉施策「在宅福祉サービス」 50.5%【38.9%】	課題	高齢者のニーズに合った生活支援サービスを提供するとともに事業の周知が必要	現状と課題			
現状 2019年度		<ul style="list-style-type: none"> 緊急通報システム：設置台数 1,659台【1,991台】 配食サービス：配食数 71,701食【88,901食】 救急医療情報キット：延べ配布数 15,067人【12,730人】 通院困難者タクシークーポン券事業の対象者要件の緩和と助成内容の拡充 安心サポート収集：定期収集利用件数（65歳以上）170件【171件】 高齢者世帯声かけサービス：申込件数 8件、実施世帯8世帯 65歳以上の単身世帯：世帯数 26,719世帯（9月末日現在）【一】 											
実態調査 2019年度		今後充実に望む高齢者保健福祉施策「在宅福祉サービス」 50.5%【38.9%】											
課題		高齢者のニーズに合った生活支援サービスを提供するとともに事業の周知が必要											
37	現状 2022年度	<ul style="list-style-type: none"> 緊急通報システム：設置台数 1,359台【1,659台】 救急医療情報キット：延べ配布数 16,647人【15,067人】 高齢者・介護家族電話相談事業（高齢者サポートダイヤル）相談件数 ○件 通院困難者タクシークーポン券事業の対象者要件の緩和と助成内容の拡充 安心サポート収集：定期収集利用件数（65歳以上）205件【170件】 高齢者世帯声かけサービス：申込件数 6件、実施世帯6世帯 65歳以上の単身世帯：世帯数 ○世帯（9月末日現在）【26,719世帯（9月末日現在）】 介護相談：相談件数 ○件【1,432件】 											
38	<table border="1"> <tr> <td>現状 2019年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 介護相談：相談件数 1,432件【1,800件】 </td> </tr> <tr> <td>実態調査 2019年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 主な介護者が不安を感じる介護等（要介護認定者） 「認知症状への対応」 20.3%【31.6%】 「夜間の排泄」 16.6%【27.1%】 「外出の付き添い、送迎等」 20.0%【28.5%】 主な介護者が介護を主な理由として仕事をやめた（要介護認定者） 9.1%【10.9%】 仕事と介護の両立に効果がある支援（要介護認定者） 「介護休業・介護休暇等の制度の充実」 25.4%【28.0%】 男性介護者「60代以上」 72.9%【77.7%】 男性介護者が不安を感じる介護等 「その他の家事（掃除、洗濯、買物等）」 11.0%【32.7%】 「食事の準備（調理等）」 14.7%【28.7%】 </td> </tr> <tr> <td>課題</td> <td>在宅介護における介護者の不安を軽減するための支援や取組の周知が必要</td> </tr> </table>	現状 2019年度	<ul style="list-style-type: none"> 介護相談：相談件数 1,432件【1,800件】 		実態調査 2019年度	<ul style="list-style-type: none"> 主な介護者が不安を感じる介護等（要介護認定者） 「認知症状への対応」 20.3%【31.6%】 「夜間の排泄」 16.6%【27.1%】 「外出の付き添い、送迎等」 20.0%【28.5%】 主な介護者が介護を主な理由として仕事をやめた（要介護認定者） 9.1%【10.9%】 仕事と介護の両立に効果がある支援（要介護認定者） 「介護休業・介護休暇等の制度の充実」 25.4%【28.0%】 男性介護者「60代以上」 72.9%【77.7%】 男性介護者が不安を感じる介護等 「その他の家事（掃除、洗濯、買物等）」 11.0%【32.7%】 「食事の準備（調理等）」 14.7%【28.7%】 	課題	在宅介護における介護者の不安を軽減するための支援や取組の周知が必要	<table border="1"> <tr> <td>高齢者等の生活と健康に関する調査 2022年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 今後充実に望む高齢者保健福祉施策「在宅福祉サービス」 48.6%【50.5%】 主な介護者が不安を感じる介護等（要介護認定者） 「認知症状への対応」 35.0%【20.3%】 「夜間の排泄」 29.5%【16.6%】 「外出の付き添い、送迎等」 32.8%【20.0%】 主な介護者が介護を主な理由として仕事をやめた（要介護認定者） 12.4%【9.1%】 仕事と介護の両立に効果がある支援（要介護認定者） 「介護休業・介護休暇等の制度の充実」 31.8%【25.4%】 男性介護者「60代以上」 79.6%【72.9%】 男性介護者が不安を感じる介護等 「その他の家事（掃除、洗濯、買物等）」 33.9%【11.0%】 「食事の準備（調理等）」 36.1%【14.7%】 </td> </tr> <tr> <td>課題</td> <td>高齢者のニーズに合った生活支援サービスを提供するとともに事業の周知が必要 在宅介護における介護者の不安を軽減するための支援や取組の周知が必要</td> </tr> </table>	高齢者等の生活と健康に関する調査 2022年度	<ul style="list-style-type: none"> 今後充実に望む高齢者保健福祉施策「在宅福祉サービス」 48.6%【50.5%】 主な介護者が不安を感じる介護等（要介護認定者） 「認知症状への対応」 35.0%【20.3%】 「夜間の排泄」 29.5%【16.6%】 「外出の付き添い、送迎等」 32.8%【20.0%】 主な介護者が介護を主な理由として仕事をやめた（要介護認定者） 12.4%【9.1%】 仕事と介護の両立に効果がある支援（要介護認定者） 「介護休業・介護休暇等の制度の充実」 31.8%【25.4%】 男性介護者「60代以上」 79.6%【72.9%】 男性介護者が不安を感じる介護等 「その他の家事（掃除、洗濯、買物等）」 33.9%【11.0%】 「食事の準備（調理等）」 36.1%【14.7%】 	課題	高齢者のニーズに合った生活支援サービスを提供するとともに事業の周知が必要 在宅介護における介護者の不安を軽減するための支援や取組の周知が必要
現状 2019年度	<ul style="list-style-type: none"> 介護相談：相談件数 1,432件【1,800件】 												
実態調査 2019年度	<ul style="list-style-type: none"> 主な介護者が不安を感じる介護等（要介護認定者） 「認知症状への対応」 20.3%【31.6%】 「夜間の排泄」 16.6%【27.1%】 「外出の付き添い、送迎等」 20.0%【28.5%】 主な介護者が介護を主な理由として仕事をやめた（要介護認定者） 9.1%【10.9%】 仕事と介護の両立に効果がある支援（要介護認定者） 「介護休業・介護休暇等の制度の充実」 25.4%【28.0%】 男性介護者「60代以上」 72.9%【77.7%】 男性介護者が不安を感じる介護等 「その他の家事（掃除、洗濯、買物等）」 11.0%【32.7%】 「食事の準備（調理等）」 14.7%【28.7%】 												
課題	在宅介護における介護者の不安を軽減するための支援や取組の周知が必要												
高齢者等の生活と健康に関する調査 2022年度	<ul style="list-style-type: none"> 今後充実に望む高齢者保健福祉施策「在宅福祉サービス」 48.6%【50.5%】 主な介護者が不安を感じる介護等（要介護認定者） 「認知症状への対応」 35.0%【20.3%】 「夜間の排泄」 29.5%【16.6%】 「外出の付き添い、送迎等」 32.8%【20.0%】 主な介護者が介護を主な理由として仕事をやめた（要介護認定者） 12.4%【9.1%】 仕事と介護の両立に効果がある支援（要介護認定者） 「介護休業・介護休暇等の制度の充実」 31.8%【25.4%】 男性介護者「60代以上」 79.6%【72.9%】 男性介護者が不安を感じる介護等 「その他の家事（掃除、洗濯、買物等）」 33.9%【11.0%】 「食事の準備（調理等）」 36.1%【14.7%】 												
課題	高齢者のニーズに合った生活支援サービスを提供するとともに事業の周知が必要 在宅介護における介護者の不安を軽減するための支援や取組の周知が必要												

第8期・第9期計画 変更点一覧表

資料5

行番号	第8期計画（現行）	第9期計画（案）	考え方
39	(新規)		
40	(1) 在宅福祉サービス等の提供	<p>施策の展開</p> <p>(1) 自立した在宅生活への支援 【担当：高齢福祉室・福祉総務室・事業課・総務交通室・水道部総務室、 関連：警防救急室・地域経済振興室】</p>	<p>施策の方向を統合したことにより、施策の展開の(1)名称も変更</p>
41	○高齢者が自立した在宅生活を継続できるよう、介護サービスとは別に、市独自で 介護用品支給事業、高齢者訪問理美容サービス事業、緊急通報システム事業、配食サービス事業、高齢者日常生活用具給付事業、高齢者寝具乾燥消毒サービス事業、救急医療情報キット配布事業、はり・きゅう・マッサージクーポン券事業、通院困難者タクシークーポン券事業、安心サポート収集、高齢者世帯声かけサービス を実施します。	○高齢者が安全に在宅生活を継続できるよう、介護サービスとは別に、市独自で緊急通報システム事業、高齢者日常生活用具給付事業、救急医療情報キット配付事業、高齢者世帯声かけサービスを実施します。	要素ごとにサービスを分解
42	○高齢者が自立した在宅生活を継続できるよう、介護サービスとは別に、市独自で 高齢者訪問理美容サービス事業、はり・きゅう・マッサージクーポン券事業、高齢者・介護家族電話相談事業（高齢者サポートダイヤル）安心サポート収集 を実施します。	○高齢者が自立した在宅生活を継続できるよう、介護サービスとは別に、市独自で 高齢者訪問理美容サービス事業、はり・きゅう・マッサージクーポン券事業、高齢者・介護家族電話相談事業（高齢者サポートダイヤル）安心サポート収集 を実施します。	
43		○通院を必要とする要介護認定者等に対して 通院困難者タクシークーポン券事業 を実施します。また、高齢者の外出のための支援策をまとめたリーフレットを活用し、さまざまな移動支援サービスの周知を図ります。	移動支援について統合
44	○これらの事業について、必要な人がサービスを受けられるよう市報すいたやホームページ、出前講座等も活用しながら事業周知を行うとともに、自立した暮らしの実現につながるよう、必要に応じて事業の見直しを行います。	(削除)	
45	○高齢者の 外出のための支援策をまとめたリーフレット を活用し、さまざまな移動支援サービスの周知を図ります。		
46	○運転免許に関する相談に対しては、 高齢者運転免許自主返納制度 や、大阪府交通対策協議会による 高齢者運転免許自主返納サポート制度 の周知を図るとともに、サポート制度への市内事業者の参画を得られるよう働きかけを行います。	○運転免許に関する相談に対しては、 高齢者運転免許自主返納制度 や、大阪府交通対策協議会による 高齢者運転免許自主返納サポート制度 の周知を図るとともに、サポート制度への市内事業者の参画を得られるよう働きかけを行います。	変更なし

第8期・第9期計画 変更点一覧表

資料5

行番号	第8期計画（現行）		第9期計画（案）	考え方
47	介護用品支給事業 （高齢福祉室）	おむつを使用している方を在宅で介護している家族に対し、紙おむつ又は尿取パッド代の給付券を交付します。	(削除)	資料編の用語説明に記載するため削除
	高齢者訪問理美容サービス事業（高齢福祉室）	自力又は介助により理容店又は美容院を利用することが困難な高齢者の居宅を業者が直接訪問し、理美容サービスを行います。		
	緊急通報システム事業（高齢福祉室）	急病や災害などの緊急時に、装置のボタンを押すことで、業者の受信センターに自動的に通報される緊急通報システム装置を設置します。通報の報告を受け、必要に応じて、地域包括支援センターや消防、*ケアマネジャー等が連携し、継続的な見守りを行います。		
	配食サービス事業（高齢福祉室）	ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の方に、栄養のバランスのとれた食事を定期的に提供するとともに、安否確認を行います。		
	高齢者日常生活用具給付事業（高齢福祉室）	電磁調理器や自動消火器などの日常生活用具の給付及び貸与を行います。		
	高齢者寝具乾燥消毒サービス事業（高齢福祉室）	寝具を干すことが困難な方を対象に、寝具の乾燥消毒を行います。		
	救急医療情報キット配布事業（高齢福祉室）	持病や服薬等の情報を入れておくための救急医療情報キットや外出時に携帯する救急医療情報カードを配布します。救急隊員は、その情報を活用し、迅速な救急医療活動に役立てます。		
	はり・きゅう・マッサージクーポン券事業（高齢福祉室）	はり、きゅう又はあん摩、マッサージもしくは指圧の施術費の一部を助成します。		
	通院困難者タクシークーポン券事業（高齢福祉室）	在宅で要介護1以上の認定を受けており、市民税が世帯非課税の高齢者を対象に、通院時のタクシー運賃の一部を助成します。		
	安心サポート収集（事業課）	障がい者や要介護の認定を受けている高齢者等を対象に、市職員が戸別訪問し、利用者自宅の玄関先でごみを収集します。		
	高齢者世帯声かけサービス（水道部総務室）	水道メーターの検針員が、「使用水量・料金等のお知らせ」を手渡しし、声かけをします。異変を感じた場合は関係機関等へ連絡します。		
	高齢者運転免許自主返納制度	運転に不安を感じる方が運転免許を自主的に返納できる制度です。返納された方は、運転経歴証明書の交付申請が可能です。		
	高齢者運転免許自主返納サポート制度（大阪府交通対策協議会）	運転免許を自主返納し、運転経歴証明書の交付を受けた大阪府在住の65歳以上の人が、サポート企業・店舗において運転経歴証明書等を提示することにより、さまざまな特典を受けることができる制度です。		

第8期・第9期計画 変更点一覧表

資料5

行番号	第8期計画（現行）	第9期計画（案）	考え方				
48	(2) ひとり暮らし高齢者への支援の充実	(削除)	それぞれ別の場所で掲載している内容を「ひとり暮らし高齢者への支援」としてまとめなおしたものであり、内容が重複しているので、施策の展開ごと削除 基本目標2 施策の方向2(2)「地域における支え合い活動への支援」に記載のため削除。 基本目標2 施策の方向2(2)「地域における支え合い活動への支援」に記載のため削除。 資料編の用語説明に記載するため削除				
49	○ひとり暮らし高齢者が安心して暮らせるよう、 緊急通報システム事業、配食サービス事業、救急医療情報キット配布事業、高齢者世帯声かけサービス等の高齢者在宅福祉サービス等 を提供し、安否確認や生活支援を行います。	(削除)					
50	○*地区福祉委員会による* いきいきサロン や* ふれあい昼食会 等のグループ援助活動や、*民生委員・児童委員の 安心・安全カード を活用したひとり暮らし高齢者への家庭訪問等による相談支援、一般社団法人吹田市* 高齢クラブ連合会による高齢者友愛訪問活動 への支援・補助等を行うことで、ひとり暮らし高齢者の 孤独死 や 地域からの孤立の防止 に努めます。	(削除)					
51	○民生委員・児童委員、地区福祉委員、高齢クラブ、自治会などの地域の団体に加え、 高齢者支援事業者との連携による見守り体制づくり 等により高齢者と関わりのある民間事業者も見守りに関わることで、地域のネットワークを重層化し、ひとり暮らし高齢者等への見守りを強化するとともに、異変に対する早期対応を図ります。	(削除)					
52	<table border="1"> <tr> <td>安心・安全カード</td> <td>民生委員・児童委員が高齢者の方への見守り・支援の活動の際に使用しているカードです。日常の様子や健康状態、また緊急時の連絡先等の情報を記入し、緊急時や災害時等に活用できるよう民生委員・児童委員が管理します。</td> </tr> <tr> <td>高齢者支援事業者との連携による見守り体制づくり</td> <td>郵便局や宅配業者、介護サービス事業者等、日ごろから、高齢者と関わりのある民間事業者と日常業務を通じて見守り活動に協力してもらい、地域全体で見守るネットワークを構築します。</td> </tr> </table>	安心・安全カード		民生委員・児童委員が高齢者の方への見守り・支援の活動の際に使用しているカードです。日常の様子や健康状態、また緊急時の連絡先等の情報を記入し、緊急時や災害時等に活用できるよう民生委員・児童委員が管理します。	高齢者支援事業者との連携による見守り体制づくり	郵便局や宅配業者、介護サービス事業者等、日ごろから、高齢者と関わりのある民間事業者と日常業務を通じて見守り活動に協力してもらい、地域全体で見守るネットワークを構築します。	(削除)
安心・安全カード	民生委員・児童委員が高齢者の方への見守り・支援の活動の際に使用しているカードです。日常の様子や健康状態、また緊急時の連絡先等の情報を記入し、緊急時や災害時等に活用できるよう民生委員・児童委員が管理します。						
高齢者支援事業者との連携による見守り体制づくり	郵便局や宅配業者、介護サービス事業者等、日ごろから、高齢者と関わりのある民間事業者と日常業務を通じて見守り活動に協力してもらい、地域全体で見守るネットワークを構築します。						
53	施策の方向4 介護者支援の充実	施策の方向3 に統合					
54	(1) 家族介護者への支援の充実 重点取組	(2) 家族介護者への支援の充実 【担当：高齢福祉室・人権政策室・男女共同参画センター】 重点取組					
55	○高齢者の介護に携わる家族の身体的、経済的、心理的な負担を軽減するため、 介護用品支給事業、徘徊高齢者家族支援サービス事業、高齢者・介護家族電話相談事業 等の高齢者在宅福祉サービスを提供するとともに事業周知に努め、在宅での生活が継続できるよう支援します。	○介護用品支給事業、 高齢者・介護家族電話相談事業 （高齢者サポートダイヤル）、徘徊高齢者 SOS ネットワーク事業（みまもりあいステッカー）等の高齢者在宅福祉サービスを提供するとともに、事業周知に努め、在宅での生活が継続できるよう支援していきます。					
56	○不安を感じている介護者が多い「 認知症状への対応 」「 外出の付き添い、送迎等 」「 夜間の排泄 」について、その負担を軽減していくことが必要です。気軽に相談できる窓口として、地域包括支援センターや 認知症カフェ などの周知を行います。	○ 地域包括支援センター が、介護者が抱える不安の解消に向け、気軽に相談できる窓口として機能するとともに、広く男性も参加しやすい 地域活動の展開 を支援する等、工夫に取り組んでいきます。					
57							

第8期・第9期計画 変更点一覧表

資料5

行番号	第8期計画（現行）	第9期計画（案）	考え方						
58	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="166 226 566 363">介護用品支給事業</td> <td data-bbox="581 226 1305 363">要介護4又は5でおむつを使用している65歳以上の方を在宅で介護している家族に対し、紙おむつ又は尿取パッド代の給付券を交付します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="166 363 566 499">徘徊高齢者家族支援サービス事業</td> <td data-bbox="581 363 1305 499">認知症高齢者の同居家族を対象に位置検索システム専用端末機を貸し出し、その機能を利用して徘徊高齢者の現在位置を調べることができます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="166 499 566 768">高齢者・介護家族電話相談事業</td> <td data-bbox="581 499 1305 768">平日の午後5時30分から翌日の午前9時までと、土、日、祝日の終日、高齢者やその家族からの、介護・健康・医療等に関する電話相談をフリーダイヤルで受け付けます。 高齢者サポートダイヤル ☎0120-256594（にっこり、老後のくらし）</td> </tr> </table>	介護用品支給事業	要介護4又は5でおむつを使用している65歳以上の方を在宅で介護している家族に対し、紙おむつ又は尿取パッド代の給付券を交付します。	徘徊高齢者家族支援サービス事業	認知症高齢者の同居家族を対象に位置検索システム専用端末機を貸し出し、その機能を利用して徘徊高齢者の現在位置を調べることができます。	高齢者・介護家族電話相談事業	平日の午後5時30分から翌日の午前9時までと、土、日、祝日の終日、高齢者やその家族からの、介護・健康・医療等に関する電話相談をフリーダイヤルで受け付けます。 高齢者サポートダイヤル ☎0120-256594（にっこり、老後のくらし）	(削除)	資料編の用語説明に記載するため削除
介護用品支給事業	要介護4又は5でおむつを使用している65歳以上の方を在宅で介護している家族に対し、紙おむつ又は尿取パッド代の給付券を交付します。								
徘徊高齢者家族支援サービス事業	認知症高齢者の同居家族を対象に位置検索システム専用端末機を貸し出し、その機能を利用して徘徊高齢者の現在位置を調べることができます。								
高齢者・介護家族電話相談事業	平日の午後5時30分から翌日の午前9時までと、土、日、祝日の終日、高齢者やその家族からの、介護・健康・医療等に関する電話相談をフリーダイヤルで受け付けます。 高齢者サポートダイヤル ☎0120-256594（にっこり、老後のくらし）								
59	<p>(2) 男性介護者への支援の充実</p> <p>○男性介護者の集まりなど、地域で支える取組に先進的に取り組んでいる事例等をすべての地域包括支援センターにおいて共有し、他の地域において必要に応じて支援の取組を行うなど、男性介護者が孤立しないよう取り組みます。特に、男性による虐待の割合が高いことから、男性介護者に対し、高齢者虐待防止に向けた啓発を行います。</p>	(2) に統合	上記の文章に統合						
60									
61	<p>(新規)</p>	<p>○男性介護者への支援につながる取組として、男女共同参画センターでは、男性向け家事講座を実施しているほか、人間関係や日常生活への悩み・不安を相談できる、男性のための相談窓口を開設しており、市報・ホームページ・SNS等を活用して周知していきます。</p>	男女共同参画センターでの具体的取組を記載						
62	<p>(3) 介護離職防止に向けた取組の推進</p>	(1) に統合							
63	<p>○地域包括支援センターが、高齢者の介護に携わる家族の介護離職に関する相談にも応じることができるよう、<u>相談窓口の周知</u>に努めるとともに、介護離職防止に関する適切な支援ができるよう、職員のスキルアップに努めます。</p>	<p>○重層的支援体制整備事業の進捗に合わせ、複合的な課題を抱える世帯全体への支援も含め、離職防止の支援も視野に地域包括支援センターが関係機関と組織的に課題解決に取り組みます。</p>							
64	<p>○『育児・介護両立セミナー』として<u>事業者向けセミナー</u>を開催し、労働者が育児・介護休業を取得しやすい環境をつくるための情報を周知しています。</p>	<p>○事業者向けセミナーを開催し、労働者が育児・介護休業を取得しやすい環境をつくるための情報を周知します。</p>							
65	<p>○市民及び市内の事業者に対して、<u>仕事と介護の両立</u>を支援するための<u>ワーク・ライフ・バランスの推進</u>に向けて、広報誌による啓発や<u>男女共同参画センター内での講座実施</u>、市内事業者への出前講座を引き続き充実させます。</p>	<p>○市民及び市内の事業者に対して、仕事と介護の両立の支援を含むワーク・ライフ・バランスの推進に向けた啓発や講座を実施します。</p>							

第8期・第9期計画 変更点一覧表

資料5

行番号	第8期計画（現行）	第9期計画（案）	考え方												
66	基本目標8から移動														
67	施策の方向6 利用者支援の充実	施策の方向4 介護保険サービス利用者の支援の充実													
68	<table border="1"> <tr> <td>現状 2019年度</td> <td>「社会福祉法人等による利用者負担軽減事業」：実施申出数 11 法人 (市内 28 法人中 39.3%)</td> </tr> <tr> <td>実態調査 2019年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 介護保険サービスを利用する際の考え方（要介護認定者） 「利用料を支払うのが難しい」 2.5% 【5.6%】 「サービスを受けたいが手続きや利用方法がわからない」 2.5% 【4.1%】 「利用したいサービスが利用できない、身近にない」 2.2% 【1.4%】 サービスを利用したいができない人が、全体の約7%【1割】 介護や生活支援などの行政サービスの情報収集手段 「市報すいた」48.5%【一】（全体） 32.3%【一】（要介護認定者の介護者） </td> </tr> <tr> <td>課題</td> <td>社会福祉法人による利用者負担の軽減の取組推進が必要</td> </tr> </table>	現状 2019年度	「社会福祉法人等による利用者負担軽減事業」：実施申出数 11 法人 (市内 28 法人中 39.3%)	実態調査 2019年度	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険サービスを利用する際の考え方（要介護認定者） 「利用料を支払うのが難しい」 2.5% 【5.6%】 「サービスを受けたいが手続きや利用方法がわからない」 2.5% 【4.1%】 「利用したいサービスが利用できない、身近にない」 2.2% 【1.4%】 サービスを利用したいができない人が、全体の約7%【1割】 介護や生活支援などの行政サービスの情報収集手段 「市報すいた」48.5%【一】（全体） 32.3%【一】（要介護認定者の介護者） 	課題	社会福祉法人による利用者負担の軽減の取組推進が必要	<p>現状と課題</p> <table border="1"> <tr> <td>現状 2022年度</td> <td>「社会福祉法人等による利用者負担軽減事業」：実施申出数 13 法人（市内 27 法人中 48.1%）【11 法人（市内 28 法人中 39.3%）】</td> </tr> <tr> <td>高齢者等の 生活と健康 に関する 調査 2022年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 介護保険サービスを利用する際の考え方（要介護認定者） 「利用料を支払うのが難しい」 1.4% 【2.5%】 「サービスを受けたいが手続きや利用方法がわからない」 1.8% 【2.5%】 「利用したいサービスが利用できない、身近にない」 0.7% 【2.2%】 サービスを利用したいができない人が、全体の約4%【約7%】 介護や生活支援などの行政サービスの情報収集手段 「市報すいた」58.6%【48.5%】 </td> </tr> <tr> <td>課題</td> <td>社会福祉法人による利用者負担の軽減の取組推進が必要</td> </tr> </table>	現状 2022年度	「社会福祉法人等による利用者負担軽減事業」：実施申出数 13 法人（市内 27 法人中 48.1%）【11 法人（市内 28 法人中 39.3%）】	高齢者等の 生活と健康 に関する 調査 2022年度	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険サービスを利用する際の考え方（要介護認定者） 「利用料を支払うのが難しい」 1.4% 【2.5%】 「サービスを受けたいが手続きや利用方法がわからない」 1.8% 【2.5%】 「利用したいサービスが利用できない、身近にない」 0.7% 【2.2%】 サービスを利用したいができない人が、全体の約4%【約7%】 介護や生活支援などの行政サービスの情報収集手段 「市報すいた」58.6%【48.5%】 	課題	社会福祉法人による利用者負担の軽減の取組推進が必要	
現状 2019年度	「社会福祉法人等による利用者負担軽減事業」：実施申出数 11 法人 (市内 28 法人中 39.3%)														
実態調査 2019年度	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険サービスを利用する際の考え方（要介護認定者） 「利用料を支払うのが難しい」 2.5% 【5.6%】 「サービスを受けたいが手続きや利用方法がわからない」 2.5% 【4.1%】 「利用したいサービスが利用できない、身近にない」 2.2% 【1.4%】 サービスを利用したいができない人が、全体の約7%【1割】 介護や生活支援などの行政サービスの情報収集手段 「市報すいた」48.5%【一】（全体） 32.3%【一】（要介護認定者の介護者） 														
課題	社会福祉法人による利用者負担の軽減の取組推進が必要														
現状 2022年度	「社会福祉法人等による利用者負担軽減事業」：実施申出数 13 法人（市内 27 法人中 48.1%）【11 法人（市内 28 法人中 39.3%）】														
高齢者等の 生活と健康 に関する 調査 2022年度	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険サービスを利用する際の考え方（要介護認定者） 「利用料を支払うのが難しい」 1.4% 【2.5%】 「サービスを受けたいが手続きや利用方法がわからない」 1.8% 【2.5%】 「利用したいサービスが利用できない、身近にない」 0.7% 【2.2%】 サービスを利用したいができない人が、全体の約4%【約7%】 介護や生活支援などの行政サービスの情報収集手段 「市報すいた」58.6%【48.5%】 														
課題	社会福祉法人による利用者負担の軽減の取組推進が必要														
69	(新規)	施策の展開													
70	(1) 介護保険制度の情報提供の充実	(1) 介護保険制度の情報提供の充実【担当：高齢福祉室、関連：福祉指導監査室】													
71	○ホームページ、市報すいたへの掲載やパンフレットの配布、出前講座を通じて、 <u>介護保険制度の周知</u> を図ります。3年ごとに行われる制度改正時には、改正内容に関するパンフレット、及びその外国語版や点字版、音声版を配布します。配布物については、 <u>視認性を高める工夫</u> を行い、介護保険制度がより周知されるよう努めます。	○吹田市介護保険に関する冊子「介護と予防」の普及・啓発に努めるとともに、3年に1度の介護保険制度改正年度には、外国語版や点字版、音声版を作成します。													
72	○医療機関や介護サービス事業者等の基本情報や空き情報などを検索できるポータルサイト「 <u>*すいた年輪サポートナビ</u> 」において、定期的な更新を行うことで、より鮮度の高い情報提供を行います。	○ポータルサイト「すいた年輪サポートナビ」の定期的な更新を行い、より鮮度の高い情報提供を行います。													
73	(2) 低所得者支援の充実	(2) 低所得者支援の充実【担当：高齢福祉室】													
74	○災害による大きな損害を受けたり、失業や長期入院等で大きく収入が減少した場合など介護保険料の納付が困難になった場合に <u>介護保険料の減免</u> を行います。また、課税状況や収入、資産等の一定の条件を満たす方に対しても、 <u>必要に応じて軽減</u> を行います。	○災害による大きな損害を受けた場合や失業・長期入院等で大きく収入が減少した場合など、介護保険料の納付や利用料の支払いが困難になった場合に介護保険料及び利用料の減免を行うとともに、 <u>制度の周知に努めます</u> 。また、課税状況や収入、資産等の一定の条件を満たす方に対しても、 <u>保険料及び利用料の軽減</u> を行います。													
75	○介護サービスの利用者の中で、低所得で、特に生計困難な方に対して、社会福祉法人がサービスの <u>利用者負担額の軽減</u> を実施した場合に、社会福祉法人に対し助成金を交付します。また、市内すべての社会福祉法人が当該軽減事業を実施するよう働きかけるとともに、 <u>制度の周知を進めます</u> 。	○利用者負担額の軽減を実施した社会福祉法人に対して軽減額の一部を助成することにより、 <u>利用者の負担軽減の促進</u> を図ります。													
76	○低所得者に対し、 <u>介護保険料の減免等の制度周知</u> に努めることにより、介護保険料の未納を防ぎ、十分な介護サービスを利用できるよう支援します。	(削除)	1つ目の○に統合												

第8期・第9期計画 変更点一覧表

行番号	第8期計画（現行）	第9期計画（案）	考え方										
77	施策の方向5 介護保険制度の持続可能な運営に向けた取組の推進	施策の方向5 介護保険制度の持続可能な運営に向けた取組の推進 現状と課題 <table border="1"> <tr> <td>現状 2022年度</td> <td>介護人材の不足数（推計）推計中（2023年度）【621人（2020年度）】 ・第8期計画（2021-2023）における地域密着型サービスの整備目標：未達成 ・特別養護老人ホーム：待機者数 373人【464人】 うち入所の必要性が高いと考えられる在宅の人 123人【130人】</td> </tr> <tr> <td>事業所向けアンケート 2022年度</td> <td>・訪問介護員が「非常に不足」「不足」「やや不足」 87.9%【-】 ・介護職員が「非常に不足」「不足」「やや不足」 61.5%【-】 ・従業員不足を理由にサービス提供を断ったことがある 34.8%【-】</td> </tr> <tr> <td>高齢者等の生活と健康に関する調査 2022年度</td> <td>高齢者保健福祉について充実を望む施策 1位「特別養護老人ホームなどの介護保険施設の整備」 49.9%【48.0%】</td> </tr> <tr> <td>推計</td> <td>【参考（7期計画時点）】 介護人材の不足数（推計）は2025年度に約1,500人の見込み</td> </tr> <tr> <td>課題</td> <td>慢性的な介護人材不足により介護サービスの供給に支障が生じており、介護人材確保の取組が必要 利用者ニーズに対応できるよう、地域密着型サービスの整備を進める</td> </tr> </table>	現状 2022年度	介護人材の不足数（推計）推計中（2023年度）【621人（2020年度）】 ・第8期計画（2021-2023）における地域密着型サービスの整備目標：未達成 ・特別養護老人ホーム：待機者数 373人【464人】 うち入所の必要性が高いと考えられる在宅の人 123人【130人】	事業所向けアンケート 2022年度	・訪問介護員が「非常に不足」「不足」「やや不足」 87.9%【-】 ・介護職員が「非常に不足」「不足」「やや不足」 61.5%【-】 ・従業員不足を理由にサービス提供を断ったことがある 34.8%【-】	高齢者等の生活と健康に関する調査 2022年度	高齢者保健福祉について充実を望む施策 1位「特別養護老人ホームなどの介護保険施設の整備」 49.9%【48.0%】	推計	【参考（7期計画時点）】 介護人材の不足数（推計）は2025年度に約1,500人の見込み	課題	慢性的な介護人材不足により介護サービスの供給に支障が生じており、介護人材確保の取組が必要 利用者ニーズに対応できるよう、地域密着型サービスの整備を進める	
現状 2022年度	介護人材の不足数（推計）推計中（2023年度）【621人（2020年度）】 ・第8期計画（2021-2023）における地域密着型サービスの整備目標：未達成 ・特別養護老人ホーム：待機者数 373人【464人】 うち入所の必要性が高いと考えられる在宅の人 123人【130人】												
事業所向けアンケート 2022年度	・訪問介護員が「非常に不足」「不足」「やや不足」 87.9%【-】 ・介護職員が「非常に不足」「不足」「やや不足」 61.5%【-】 ・従業員不足を理由にサービス提供を断ったことがある 34.8%【-】												
高齢者等の生活と健康に関する調査 2022年度	高齢者保健福祉について充実を望む施策 1位「特別養護老人ホームなどの介護保険施設の整備」 49.9%【48.0%】												
推計	【参考（7期計画時点）】 介護人材の不足数（推計）は2025年度に約1,500人の見込み												
課題	慢性的な介護人材不足により介護サービスの供給に支障が生じており、介護人材確保の取組が必要 利用者ニーズに対応できるよう、地域密着型サービスの整備を進める												
78	施策の方向7 介護サービスの整備												
79	施策の方向5												
80	<table border="1"> <tr> <td>現状</td> <td>【参考（7期計画時点）】 介護人材の不足数（推計） 621人（2020年度）</td> </tr> <tr> <td>事業所向けアンケート 2020年度</td> <td>・従業員（介護職員）が「非常に不足」「不足」「やや不足」 69.9% ・従業員不足が理由で、新規のサービス利用やサービスの増量を断ったことがある 29.7%</td> </tr> <tr> <td>推計</td> <td>【参考（7期計画時点）】 介護人材の不足数（推計）は2025年度に約1,500人の見込み</td> </tr> <tr> <td>課題</td> <td>慢性的な介護人材不足により介護サービスの供給に支障が生じており、介護人材確保の取組が必要</td> </tr> </table>		現状	【参考（7期計画時点）】 介護人材の不足数（推計） 621人（2020年度）	事業所向けアンケート 2020年度	・従業員（介護職員）が「非常に不足」「不足」「やや不足」 69.9% ・従業員不足が理由で、新規のサービス利用やサービスの増量を断ったことがある 29.7%	推計	【参考（7期計画時点）】 介護人材の不足数（推計）は2025年度に約1,500人の見込み	課題	慢性的な介護人材不足により介護サービスの供給に支障が生じており、介護人材確保の取組が必要			
現状	【参考（7期計画時点）】 介護人材の不足数（推計） 621人（2020年度）												
事業所向けアンケート 2020年度	・従業員（介護職員）が「非常に不足」「不足」「やや不足」 69.9% ・従業員不足が理由で、新規のサービス利用やサービスの増量を断ったことがある 29.7%												
推計	【参考（7期計画時点）】 介護人材の不足数（推計）は2025年度に約1,500人の見込み												
課題	慢性的な介護人材不足により介護サービスの供給に支障が生じており、介護人材確保の取組が必要												
81	施策の方向7												
82	<table border="1"> <tr> <td>現状 2019年度</td> <td>・第7期計画（2018-2020）における*地域密着型サービスの整備目標：未達成 ・特別養護老人ホーム：待機者数 464人 うち入所の必要性が高いと考えられる人 271人 (2020年4月現在)</td> </tr> <tr> <td>実態調査 2019年度</td> <td>高齢者保健福祉について充実を望む施策 2位「特別養護老人ホームなどの介護保険施設の整備」 48.0%【42.4%】</td> </tr> <tr> <td>課題</td> <td>利用者ニーズに対応できるよう、地域密着型サービスの整備を進める</td> </tr> </table> <p>参考)「特別養護老人ホームへの入所の必要性が高いと考えられる人」の考え方 すでに他の介護保険施設に入所している人を除き、「1年以内に入所を希望している要介護4・5の人」と「3か月以内に入所を希望している要介護3の人」の合計</p>	現状 2019年度	・第7期計画（2018-2020）における*地域密着型サービスの整備目標：未達成 ・特別養護老人ホーム：待機者数 464人 うち入所の必要性が高いと考えられる人 271人 (2020年4月現在)	実態調査 2019年度	高齢者保健福祉について充実を望む施策 2位「特別養護老人ホームなどの介護保険施設の整備」 48.0%【42.4%】	課題	利用者ニーズに対応できるよう、地域密着型サービスの整備を進める						
現状 2019年度	・第7期計画（2018-2020）における*地域密着型サービスの整備目標：未達成 ・特別養護老人ホーム：待機者数 464人 うち入所の必要性が高いと考えられる人 271人 (2020年4月現在)												
実態調査 2019年度	高齢者保健福祉について充実を望む施策 2位「特別養護老人ホームなどの介護保険施設の整備」 48.0%【42.4%】												
課題	利用者ニーズに対応できるよう、地域密着型サービスの整備を進める												
83	(新規)												
84	(1) 介護人材確保策の推進 重点取組												
85	○介護人材の質の向上と確保・定着を促進するため、*介護職員初任者研修や*介護福祉士実務者研修、介護福祉士の資格取得に取り組む介護サービス事業者に対する支援として、 介護資格取得支援事業 を実施します。												
86	○ 喀痰吸引等研修 の実施委託を通じて、医療的措置を行うことができる介護職員の増加に努めます。												
87	○ 求職者と市内の介護サービス事業者とのマッチング を行うため、ハローワークや就労支援機関*JOBナビすいた、吹田市介護保険事業者連絡会等の関係機関と連携し、介護職場の体験や 合同面接会・説明会 を実施し、幅広い世代の多様な人材の参入・参画の促進を図ります。												
		施策の展開 (1) 介護人材確保策の推進 【担当：高齢福祉室・地域経済振興室・福祉指導監査室、関連：生活福祉室】 重点取組 ○資質の向上の取組として、介護人材の資質の向上と確保・定着を促進するため、 職員の研修や資格取得 に取り組む介護サービス事業者を支援します。 ○労働環境・処遇の改善の取組として、介護人材の確保、定着及び資質の向上に繋がるよう、 介護職員処遇改善加算等の新規取得等 を目指す介護サービス事業者を支援します。 ○大阪府と連携し、介護現場における生産性向上業務の効率化・介護サービスの質の向上等を推進するため、事業者に対して大阪府が実施する施策（介護ロボットやICTの活用、外国人材を含めた介護人材の確保・定着等）の周知等を行っていきます。 ○人材の参入促進として、幅広い世代の多様な人材の参入を促進するため、ハローワーク、就労支援機関JOBナビすいたと連携し、求職者と市内の介護サービス事業者とのマッチングを行う等、合同面接会や説明会、介護の仕事の魅力を発信するセミナー等を行います。	人材確保の取組について、国・府の取組の分類に沿って、「資質の向上」「労働環境・処遇改善」「参入促進」と「その他」に分けて文言を整理。										

第8期・第9期計画 変更点一覧表

資料5

行番号	第8期計画（現行）	第9期計画（案）	考え方
88	○JOBナビすいたにおいて、市内介護事業者を中心に求人情報を常に求職者へ情報提供し、随時職業紹介を実施します。また、求職者に介護職の魅力伝えるための取組として、 <u>介護職員初任者研修や介護職の仕事に直接触れることができる介護職セミナー等を定期的に開催し、介護事業者と求職者のマッチングを図ります。</u>	○JOBナビすいたにおいて、市内介護事業者を中心に求人情報を常に求職者へ情報提供し、随時職業紹介を実施するほか、 <u>介護職員初任者研修を実施します。</u>	
89	○市と吹田市介護保険事業者連絡会が協力して毎年11月に実施する「 <u>介護フェア</u> 」や市報すいた等を通じて、 <u>介護の仕事</u> を市民に広く周知するなど、 <u>介護の仕事に対するイメージアップ</u> を図ります。	○北摂地域介護人材確保連絡会議において、 <u>地域における介護人材確保に関する情報提供、意見交換等を行うほか、吹田市介護保険事業者連絡会と協力し、「介護フェア」や市報すいた等を通じて介護の仕事に対するイメージアップを図るなど、行政と関係機関が連携して介護人材の確保及び定着を促進します。</u> ○ <u>事業の効果検証や、介護人材実態調査の結果を踏まえて、より効果的な介護人材確保策に取り組みます。</u>	
90	○生活困窮者等に対し、 <u>介護職員の研修や資格取得支援に関する情報提供</u> を行います。	(削除)	
91	○介護分野の人的制約が強まる中、ケアの質を確保しながら必要なサービス提供が行えるよう、業務の改善・効率化をめざし、ICT等の普及に努めるとともに、市への申請等に係る提出書類を見直し、 <u>文書負担の軽減</u> を図ります。	○ <u>介護事業者の負担を軽減する取組として、新規指定・更新申請や加算に関する届出等をオンラインにて行うことができる「電子申請・届出システム」を導入し、介護サービス事業者による活用を推進します。</u>	
92	(新規)	○ <u>全ての介護サービス事業者に義務付けられているパワーハラスメントに関する方針の明確化及び相談体制の整備など適切なハラスメント対策が実施されているか運営指導等において確認・指導を行うことにより、介護現場の環境改善を進めます。また、介護事業者へのカスタマーハラスメント防止の取組として、啓発チラシによる周知を行います。</u>	介護事業者のハラスメント対策について記載
93	(2) <u>介護サービスの質の向上と介護給付適正化</u>	(2) <u>介護サービスの質の向上と介護給付適正化【担当：高齢福祉室・福祉指導監査室】</u>	
94	○介護サービス事業者に適宜助言や指導を行うとともに、 <u>人権の尊重や利用者本位のサービス提供に関する集団指導や実地指導等</u> を行い、 <u>介護保険制度に基づく適正な運営及びサービスの質の確保</u> を図ります。	○ <u>介護サービス事業者から提出された自主点検表及び事故報告書並びに事業運営に関する記録等を基に運営指導や集団指導等を行い、介護保険制度に基づく適正な運営及びサービスの質の確保・向上</u> を図ります。	
95	○ <u>吹田市介護保険事業者連絡会</u> 活動への支援・連携や、 <u>より多くの介護保険施設等への*介護相談員の派遣等</u> を行い、サービスの質の向上につなげます。	○吹田市介護保険事業者連絡会の活動への支援・連携や、 <u>介護保険施設等への介護相談員の派遣等</u> を行い、サービスの質の向上につなげます。	
96	○ <u>大阪府介護給付適正化計画</u> をもとに、 <u>介護保険給付の適正化を進め、利用者が真に必要なとする過不足のない介護サービスを適切に提供</u> するよう促します。その1つである <u>介護給付費等分析事業</u> においては、 <u>2017年度に導入した介護給付適正化支援システム</u> を活用し、 <u>介護保険給付の詳細な分析</u> を行い、 <u>適切で質の高い*ケアプラン及びサービスの提供</u> につなげます。	○ <u>介護給付適正化支援システムを活用した分析</u> を行い、 <u>適切で質の高いケアプラン及びサービスの提供</u> につなげていきます。	
97	(新規)	○ <u>認定審査会及び認定調査でICTを活用し、効率化</u> を図ります。また、 <u>認定審査会において簡素化に取り組むほか、認定調査においては事務受託法人への委託等、要介護認定を遅滞なく適正に実施する体制を整備</u> します。	審査会の効率化等について記載

第8期・第9期計画 変更点一覧表

行番号	第8期計画（現行）					第9期計画（案）					考え方		
98	＜想定事業量＞ 給付適正化の取組（大阪府介護給付適正化計画における主要8事業）					＜想定事業量＞ 給付適正化の取組（大阪府介護給付適正化計画における主要8事業）							
	事業名称	取組内容	第7期実績	第8期見込み			事業名称	取組内容	第7期実績	第8期見込み			
			2019年度	2021年度	2022年度	2023年度			2019年度	2021年度		2022年度	2023年度
	1 要介護認定の適正化	認定調査票の点検割合	100%	100%	100%	100%	1 要介護認定の適正化	認定調査票の点検割合	100%	100%		100%	100%
		認定調査票を点検し、介護認定審査会で正確な調査資料をもとに要介護認定を行えるよう努めます。						認定調査票を点検し、介護認定審査会で正確な調査資料をもとに要介護認定を行えるよう努めます。					
	2 ケアプランの点検	介護給付分析による確認・助言等の件数	114件	50件	50件	50件	2 ケアプランの点検	介護給付分析による確認・助言等の件数	116件	80件		80件	80件
		*ケアマネジャー向け研修	32回	31回	31回	31回		*ケアマネジャー向け研修	●回	●回		●回	●回
		介護給付適正化支援システムを活用し、介護給付の詳細な分析を行い、ケアマネジャーに対するケアプランの確認・助言等を行います。また、*地域包括支援センター職員とケアマネジャー向けに、吹田市介護保険事業者連絡会の取組も含めさまざまな研修を実施し、ケアプラン作成に携わる専門職のスキルアップとケアプランの質向上を図ります。（吹田市介護保険事業者連絡会の取組に加え、地域包括支援センターの研修、*自立支援型ケアマネジメントに係る研修・会議や、医療・介護連携推進に係る研修（多職種連携研修会、ケアマネ塾）等も位置付けることとします。）						介護給付適正化支援システムを活用し、介護給付の詳細な分析を行い、ケアマネジャーに対するケアプランの確認・助言等を行います。また、*地域包括支援センター職員とケアマネジャー向けに、吹田市介護保険事業者連絡会の取組も含めさまざまな研修を実施し、ケアプラン作成に携わる専門職のスキルアップとケアプランの質向上を図ります。（吹田市介護保険事業者連絡会の取組に加え、地域包括支援センターの研修、*自立支援型ケアマネジメントに係る研修・会議や、医療・介護連携推進に係る研修（多職種連携研修会、ケアマネ塾）等も位置付けることとします。）					
	3 住宅改修の適正化	施工内容の点検割合	100%	100%	100%	100%	3 住宅改修の適正化	施工内容の点検割合	100%	100%		100%	100%
		改修工事前に施工内容を点検します。また、疑義のある改修工事は、専門職による現地調査等を行います。						改修工事前に施工内容を点検します。また、疑義のある改修工事は、専門職による現地調査等を行います。					
4 福祉用具購入・貸与調査	理由書の確認割合	100%	100%	100%	100%	4 福祉用具購入・貸与調査	理由書の確認割合	100%	100%	100%	100%		
	福祉用具購入者及び福祉用具貸与利用者（軽度者（要支援1・2及び要介護1）のみ）を対象に、申請時に提出される理由書等により、福祉用具の必要性や利用状況等を確認し、疑義があれば、事業者やケアマネジャーに対する確認・助言等を行います。						福祉用具購入者及び福祉用具貸与利用者（軽度者（要支援1・2及び要介護1）のみ）を対象に、申請時に提出される理由書等により、福祉用具の必要性や利用状況等を確認し、疑義があれば、事業者やケアマネジャーに対する確認・助言等を行います。						
5 医療情報との突合	突合回数	12回	12回	12回	12回	5 医療情報との突合	突合回数	12回	12回	12回	12回		
	医療情報と介護保険の給付実績を毎月突合することで、疑義内容の確認等を行います。						医療情報と介護保険の給付実績を毎月突合することで、疑義内容の確認等を行います。						
6 縦覧点検	点検回数	12回	12回	12回	12回	6 縦覧点検	点検回数	12回	12回	12回	12回		
	介護サービス利用者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況（請求明細書内容）を毎月確認することで、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、疑義内容の確認等を行います。						介護サービス利用者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況（請求明細書内容）を毎月確認することで、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、疑義内容の確認等を行います。						
7 介護給付費通知	通知回数	2回	2回	2回	2回	7 介護給付費通知	通知回数	2回	2回	2回	2回		
	介護サービス利用者へサービス利用実績を年2回（9月、3月）送付し、利用者自身が実績を確認することにより、架空請求や過剰請求等の防止を図ります。						介護サービス利用者へサービス利用実績を年2回（9月、3月）送付し、利用者自身が実績を確認することにより、架空請求や過剰請求等の防止を図ります。						
8 給付実績の活用	給付実績の点検回数	12回	12回	12回	12回	8 給付実績の活用	給付実績の点検回数	12回	12回	12回	12回		
	毎月、介護保険の給付実績を活用して、不適切な給付等を発見し、適正なサービス提供と介護費用の効率化を図るとともに、介護サービス事業者への助言・指導等を行います。						毎月、介護保険の給付実績を活用して、不適切な給付等を発見し、適正なサービス提供と介護費用の効率化を図るとともに、介護サービス事業者への助言・指導等を行います。						

第8期・第9期計画 変更点一覧表

資料5

行番号	第8期計画（現行）	第9期計画（案）	考え方
99	（1）地域密着型サービスの整備	（3）地域密着型サービス等の整備【担当：高齢福祉室、関連：資産経営室】 重点取組	(2)と統合し重点取組とした。
100	○高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、 地域密着型サービスの整備 を行うとともに、募集に際しその方法等の見直しに取り組みます。	○高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、 <u>また、介護離職の防止を含む家族等への支援につながるよう、必要となる地域密着型サービスの整備を行います。</u>	
101	○認知症の人が利用できる 認知症高齢者グループホーム などの施設整備を進めるとともに、在宅生活を支えるため、 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備 及び周知を進めます。	○認知症の人が利用できる 認知症高齢者グループホーム や、在宅生活を支えるとともに、医療を必要とする利用者のニーズにも柔軟に対応できる 看護小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備 を進めます。	
102	○*地域医療構想に基づく 病床の機能分化及び介護離職防止 による必要な介護サービス量を算出し、 地域密着型サービスの整備 に取り組みます。	○整備にあたっては、大阪府の地域医療構想における在宅医療等の整備目標と整合を図るとともに、 特別養護老人ホームの入所申込者の状況を踏まえて、必要となる介護サービスを見込みます。	施設整備を進めるにあたり公有地活用も前提に検討しており、上記の○に含まれているため。
103	○今後、必要な介護サービス量を適切に見込み、 公有地等を活用した地域密着型サービス等の整備 を進めます。	(削除)	
104	（2）今後の施設整備のあり方の検討 重点取組	施策の方向6（1）地域密着型サービスの整備 に統合	
105	○今後の施設整備については、 住宅型有料老人ホーム や サービス付き高齢者向け住宅 の設置状況を考慮して進めます。	○今後については、 <u>住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を考慮しつつ、中長期的な人口動態や医療ニーズ等を踏まえて、介護老人保健施設や介護医療院も含めたサービス基盤の整備のあり方を検討していきます。</u>	文言を整理した上で（1）に統合。
106	○ 特別養護老人ホーム（30床以上）、介護老人保健施設、介護医療院 について、第8期計画（2021-2023）では新規整備を見込んでいませんが、特別養護老人ホーム待機者解消のため、今後の整備について検討します。	(削除)	上記の○に統合
107	○既存の施設の有効活用や、施設の老朽化に伴い建替えが必要となった場合の支援のあり方についてもあわせて検討します。	○既存の施設の有効活用や、施設の老朽化に伴い建替えが必要となった場合の支援のあり方についてもあわせて検討します。	変更なし

基本目標5 安心・安全な暮らしの充実

行番号	第8期計画（現行）	第9期計画（案）	考え方												
108	基本目標7から移動														
109	施策の方向1 高齢者の住まいの安定確保に向けた支援	施策の方向1 高齢者の住まいの安定確保に向けた支援													
110	<table border="1"> <tr> <td>現状 2019年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者向け住まい（介護サービスを除く）：1,505人／2,083戸【一】 ・住宅改修（介護保険制度）：給付実績 1,134件／91,640千円 【1,283件／113,052千円】 ・住まい探し相談会を年1回実施 </td> </tr> <tr> <td>実態調査 2019年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・住まいの所有形態 持家（一戸建て）35.7%【44.9%】、持家（集合住宅）33.6%【29.2%】 ・住まいでの困りごと 1位「住宅が古い」17.7%【一】 2位「耐震対策ができていない」15.6%【17.2%】 3位「段差が多い」12.5%【13.3%】（認定者は21.6%【25.2%】） ・高齢者保健福祉について充実を望む施策 6位「高齢者向け住宅の整備」22.5%【21.3%】 </td> </tr> <tr> <td>課題</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・住まいに関する情報発信の推進が必要 ・サービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホームへの立入検査、集団指導の円滑な実施 </td> </tr> </table>	現状 2019年度	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者向け住まい（介護サービスを除く）：1,505人／2,083戸【一】 ・住宅改修（介護保険制度）：給付実績 1,134件／91,640千円 【1,283件／113,052千円】 ・住まい探し相談会を年1回実施 	実態調査 2019年度	<ul style="list-style-type: none"> ・住まいの所有形態 持家（一戸建て）35.7%【44.9%】、持家（集合住宅）33.6%【29.2%】 ・住まいでの困りごと 1位「住宅が古い」17.7%【一】 2位「耐震対策ができていない」15.6%【17.2%】 3位「段差が多い」12.5%【13.3%】（認定者は21.6%【25.2%】） ・高齢者保健福祉について充実を望む施策 6位「高齢者向け住宅の整備」22.5%【21.3%】 	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・住まいに関する情報発信の推進が必要 ・サービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホームへの立入検査、集団指導の円滑な実施 	<p>現状と課題</p> <table border="1"> <tr> <td>現状 2022年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者向け住まい（介護サービスを除く）：〇人／〇戸【1,505人／2,083戸】 ・住宅改修（介護保険制度）：給付実績 〇件／〇千円【1,134件／91,640千円】 ・住まい探し相談会を年1回実施 </td> </tr> <tr> <td>高齢者等の生活と健康に関する調査 2022年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・住まいの所有形態 持家（一戸建て）34.1%【35.7%】、持家（集合住宅）34.4%【33.6%】 ・住まいでの困りごと 1位「住宅が古い」17.1%【17.7%】 2位「耐震対策ができていない」14.3%【15.6%】 3位「段差が多い」9.8%【12.5%】（認定者は20.4%【21.6%】） 特に困っていることはない 52.1%【46.9%】 ・高齢者保健福祉について充実を望む施策 8位「高齢者向け住宅の整備」25.1%【22.5%】 </td> </tr> <tr> <td>課題</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・住まいに関する情報発信の推進が必要 ・サービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホームへの立入検査、集団指導の円滑な実施 </td> </tr> </table>	現状 2022年度	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者向け住まい（介護サービスを除く）：〇人／〇戸【1,505人／2,083戸】 ・住宅改修（介護保険制度）：給付実績 〇件／〇千円【1,134件／91,640千円】 ・住まい探し相談会を年1回実施 	高齢者等の生活と健康に関する調査 2022年度	<ul style="list-style-type: none"> ・住まいの所有形態 持家（一戸建て）34.1%【35.7%】、持家（集合住宅）34.4%【33.6%】 ・住まいでの困りごと 1位「住宅が古い」17.1%【17.7%】 2位「耐震対策ができていない」14.3%【15.6%】 3位「段差が多い」9.8%【12.5%】（認定者は20.4%【21.6%】） 特に困っていることはない 52.1%【46.9%】 ・高齢者保健福祉について充実を望む施策 8位「高齢者向け住宅の整備」25.1%【22.5%】 	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・住まいに関する情報発信の推進が必要 ・サービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホームへの立入検査、集団指導の円滑な実施 	
現状 2019年度	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者向け住まい（介護サービスを除く）：1,505人／2,083戸【一】 ・住宅改修（介護保険制度）：給付実績 1,134件／91,640千円 【1,283件／113,052千円】 ・住まい探し相談会を年1回実施 														
実態調査 2019年度	<ul style="list-style-type: none"> ・住まいの所有形態 持家（一戸建て）35.7%【44.9%】、持家（集合住宅）33.6%【29.2%】 ・住まいでの困りごと 1位「住宅が古い」17.7%【一】 2位「耐震対策ができていない」15.6%【17.2%】 3位「段差が多い」12.5%【13.3%】（認定者は21.6%【25.2%】） ・高齢者保健福祉について充実を望む施策 6位「高齢者向け住宅の整備」22.5%【21.3%】 														
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・住まいに関する情報発信の推進が必要 ・サービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホームへの立入検査、集団指導の円滑な実施 														
現状 2022年度	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者向け住まい（介護サービスを除く）：〇人／〇戸【1,505人／2,083戸】 ・住宅改修（介護保険制度）：給付実績 〇件／〇千円【1,134件／91,640千円】 ・住まい探し相談会を年1回実施 														
高齢者等の生活と健康に関する調査 2022年度	<ul style="list-style-type: none"> ・住まいの所有形態 持家（一戸建て）34.1%【35.7%】、持家（集合住宅）34.4%【33.6%】 ・住まいでの困りごと 1位「住宅が古い」17.1%【17.7%】 2位「耐震対策ができていない」14.3%【15.6%】 3位「段差が多い」9.8%【12.5%】（認定者は20.4%【21.6%】） 特に困っていることはない 52.1%【46.9%】 ・高齢者保健福祉について充実を望む施策 8位「高齢者向け住宅の整備」25.1%【22.5%】 														
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・住まいに関する情報発信の推進が必要 ・サービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホームへの立入検査、集団指導の円滑な実施 														
111	(新規)	施策の展開													
112	(1) 住み慣れた家で暮らし続けるための支援の提供	(1) 住み慣れた家で暮らし続けるための支援の提供 【担当：高齢福祉室・障がい福祉室・開発審査室、関連：住宅政策室】													
113	〇住み慣れた家で暮らし続けられるよう、 住宅改修（介護保険制度） や 福祉用具の貸与・販売（介護保険制度） 、高齢者の住まいのバリアフリー等に関する相談を実施するとともに、 耐震診断・設計・改修の補助制度 などの周知に努めます。	〇住宅改修や福祉用具の貸与・販売等、高齢者の住まいのバリアフリーに関する取組を介護保険制度に沿って実施します。	文言を要素ごとに分解。												
114	〇高齢の障がい者に対し、 スムーズな住宅改造の支援 が行えるよう、相談支援事業所等、関係機関への制度周知に努めます。	〇住宅の耐震診断・設計・改修の補助を実施するとともに、補助制度などの周知に努めます。													
115	<table border="1"> <tr> <td>住宅改修【介護保険制度】</td> <td>手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修を行う際に費用の一部を支給します。</td> </tr> <tr> <td>福祉用具貸与・福祉用具販売【介護保険制度】</td> <td>日常生活の自立を助けるために適切な福祉用具のレンタル・購入を行った際に費用の一部を支給します。</td> </tr> <tr> <td>耐震診断・設計・改修の補助制度（開発審査室）</td> <td>新耐震基準が施行された1981年5月31日以前に建築主事の確認を受けて建築された木造住宅を対象に、耐震化にかかる費用の一部を補助します。</td> </tr> <tr> <td>重度障害者住宅改造助成事業（高齢福祉室、障がい福祉室）</td> <td>65歳以上の重度障がい者の居住する住宅で、日常生活に支障をきたしている部分を、障がいによる心身の状況に応じて住宅を改造する場合に工事費用の助成を行います。</td> </tr> </table>	住宅改修【介護保険制度】		手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修を行う際に費用の一部を支給します。	福祉用具貸与・福祉用具販売【介護保険制度】	日常生活の自立を助けるために適切な福祉用具のレンタル・購入を行った際に費用の一部を支給します。	耐震診断・設計・改修の補助制度（開発審査室）	新耐震基準が施行された1981年5月31日以前に建築主事の確認を受けて建築された木造住宅を対象に、耐震化にかかる費用の一部を補助します。	重度障害者住宅改造助成事業（高齢福祉室、障がい福祉室）	65歳以上の重度障がい者の居住する住宅で、日常生活に支障をきたしている部分を、障がいによる心身の状況に応じて住宅を改造する場合に工事費用の助成を行います。	〇住宅改造の支援が行われるよう、引き続き申請者・関係機関・施工業者と密な連携を図ります。				
住宅改修【介護保険制度】	手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修を行う際に費用の一部を支給します。														
福祉用具貸与・福祉用具販売【介護保険制度】	日常生活の自立を助けるために適切な福祉用具のレンタル・購入を行った際に費用の一部を支給します。														
耐震診断・設計・改修の補助制度（開発審査室）	新耐震基準が施行された1981年5月31日以前に建築主事の確認を受けて建築された木造住宅を対象に、耐震化にかかる費用の一部を補助します。														
重度障害者住宅改造助成事業（高齢福祉室、障がい福祉室）	65歳以上の重度障がい者の居住する住宅で、日常生活に支障をきたしている部分を、障がいによる心身の状況に応じて住宅を改造する場合に工事費用の助成を行います。														
		(削除)													

第8期・第9期計画 変更点一覧表

行番号	第8期計画（現行）	第9期計画（案）	考え方
116	（2）高齢者向け住まいの情報提供と相談の実施 重点取組	（2）高齢者向け住まいの支援 【担当：住宅政策室・高齢福祉室・生活福祉室・障がい福祉室】重点取組	令和5年度からスタートした吹田市居住支援協議会について記載
117	（新規）	○経済的困窮や社会的孤立などさまざまな生活課題を抱える高齢者に対し、社会福祉法人を中心とする居住支援団体と不動産事業者、市が連携して設立した吹田市居住支援協議会により、住まい探しの相談から入居後の生活支援まで、包括的かつ継続的な支援を行います。	
118	○高齢者等の住宅の確保に特に配慮を要する方と不動産業者をつなぐための 住まい探し相談会 を大阪府と連携しながら実施するとともに周知に努めます。	（削除）	
119	○高齢者の所得や介護の必要性に応じ、適切な住まいの情報提供ができるよう、Osakaあんしん住まい推進協議会（居住支援協議会）作成の「 住まい探しの相談窓口ハンドブック／住まいの頼れるナビゲートブック 」を活用するとともに、情報の集約を行い、分かりやすい資料を作成します。	（削除）	
120	○Osakaあんしん住まい推進協議会（居住支援協議会）が運営する「 大阪あんぜん・あんしん賃貸検索システム 」において、入居しやすい民間賃貸住宅や居住支援活動を行う団体の情報等を一元的に提供しています。また、一般社団法人高齢者住宅推進機構が運営する「 サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム 」では、サービス付き高齢者向け住宅の詳細情報を提供しています。これらのシステムも活用しながら、高齢者の住まいに関する相談に対し適切に支援します。	○Osakaあんしん住まい推進協議会（大阪府居住支援協議会）が運営する「 大阪あんぜん・あんしん賃貸検索システム 」を活用し、入居しやすい民間賃貸住宅や居住支援活動を行う団体などの情報を提供し、高齢者の住まいに関する相談に対し適切に支援します。	
121	○生活面に困難を抱える高齢者や社会的に孤立する高齢者等、さまざまな生活課題を抱える高齢者に対して 住まいの確保に関する相談 を行います。	○高齢者の家賃滞納時や必要に応じた住み替えの支援、ホームレスの定着支援をさらに推進していきます。	
122	施策の方向1（3）高齢者向け住まいの質の供給 から移動		
123	○高齢者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう配慮した シルバーハウジング（高齢者世話付住宅） を、現在の戸数の範囲内で供給します。また、居住する高齢者に対し、生活指導・相談、安否確認、一時的な家事支援等を行う 生活援助員 を派遣することで、入居者のニーズや生活状況に応じた生活援助に取り組みます。	○シルバーハウジングに生活援助員を派遣し、入居者のニーズや生活状況に応じた生活援助に取り組みます。	
124	（3）高齢者向け住まいの質の確保	（3）高齢者向け住まいの供給と質の確保・向上【担当：住宅政策室・福祉指導監査室・高齢福祉室】	
125	○高齢者向け住まいのうち、サービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホームについて、関係部署間で連携を図りながら、 立入検査 や 集団指導 を通じ、提供されるサービスの質の確保を行います。	○サービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホームについて、関係部署間で連携を図りながら、立入検査や集団指導を通じ、提供されるサービスの質の確保・向上を図ります。	
126	（4）高齢者向け住まいの供給	施策の方向1（3）高齢者向け住まいの供給と質の確保・向上 に統合 （一部、施策の方向1（2）円滑な入居に向けた支援の実施 に移動）	
127	○民間住宅市場において最低居住水準の住宅を自力で確保することが難しい世帯へのセーフティネット機能の核として、市営住宅の供給を行います。市営住宅の建替えに際しては、 車いす常用者世帯向け住宅 を供給するとともに、加齢や病気等による身体機能の制限の状況に応じて、低層階やエレベーター停止階への住み替え等により、安定した居住継続を支援します。	○民間住宅市場において住宅を自力で確保することが難しい世帯へのセーフティネット機能の核として、市営住宅の供給を行います。市営住宅の建替えに際しては、車いす常用者世帯向け住宅を供給するとともに、加齢や病気等による身体機能の制限の状況に応じて、低層階やエレベーター停止階への住み替え等により、安定した居住継続を支援します。	
128	○高齢者や障がい者世帯等の住宅確保要配慮者に対し、 借上型市営住宅 等への優先入居をはじめ、 サービス付き高齢者向け住宅 や 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（セーフティネット住宅） の確保について、住宅マスタープランに基づき促進します。	○住生活基本計画に基づき、住宅確保要配慮者に対し、借上型市営住宅等への優先入居をはじめ、サービス付き高齢者向け住宅や住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（セーフティネット住宅）の確保について促進します。	
129	（5）高齢者向けウェルネス住宅における取組の充実	【基本目標1・施策の方向2（2）健康づくりの推進へ移動】	
130	○*北大阪健康医療都市（健都）の健康・医療・介護・多世代交流をテーマとした 高齢者向けウェルネス住宅 において、整備・運営事業者が、国立循環器病研究センターとの連携の下、認知症予防に効果的な食事法を導入したサービスや、サービス付き高齢者向け住宅入居者を対象とした軽度認知障害（MCI）の早期発見に関する研究など、関係機関と連携した先進的な取組をめざします。	○健都の健康・医療・介護・多世代交流をテーマとした高齢者向けウェルネス住宅において、整備・運営事業者が、自立層から要介護者まで、様々なライフスタイル・状態像の者が、健やかに安心して暮らせる住宅環境の整備を行うとともに、研究事業や実証事業等に希望する居住者が参画する仕組みの導入など、国立循環器病研究センターをはじめとする関係機関と連携した先進的な取組を進めます。	

行番号	第8期計画（現行）	第9期計画（案）	考え方										
131	施策の方向2 バリアフリー化の推進	施策の方向2 バリアフリー化の推進											
132				<table border="1"> <tr> <td>現状 2019年度</td> <td>特定経路等のバリアフリー化整備率</td> <td>57.0%【50.9%】</td> </tr> <tr> <td>実態調査 2019年度</td> <td>高齢者保健福祉について充実を望む施策 7位「建物・道路など高齢者に配慮したまちづくり」</td> <td>20.3%【26.8%】</td> </tr> <tr> <td>課題</td> <td colspan="2">バリアフリー化に向けたまちづくりが必要</td> </tr> </table>	現状 2019年度	特定経路等のバリアフリー化整備率	57.0%【50.9%】	実態調査 2019年度	高齢者保健福祉について充実を望む施策 7位「建物・道路など高齢者に配慮したまちづくり」	20.3%【26.8%】	課題	バリアフリー化に向けたまちづくりが必要	
現状 2019年度				特定経路等のバリアフリー化整備率	57.0%【50.9%】								
実態調査 2019年度	高齢者保健福祉について充実を望む施策 7位「建物・道路など高齢者に配慮したまちづくり」	20.3%【26.8%】											
課題	バリアフリー化に向けたまちづくりが必要												
133	<table border="1"> <tr> <td>現状 2022年度</td> <td>特定経路等のバリアフリー化整備率</td> <td>90.8%【57.0%】</td> </tr> <tr> <td>高齢者等の生活と健康に関する調査 2022年度</td> <td>高齢者保健福祉について充実を望む施策 7位「建物・道路など高齢者に配慮したまちづくり」</td> <td>27.3%【20.3%】</td> </tr> <tr> <td>課題</td> <td colspan="2">バリアフリー化に向けたまちづくりが必要</td> </tr> </table>	現状 2022年度	特定経路等のバリアフリー化整備率	90.8%【57.0%】	高齢者等の生活と健康に関する調査 2022年度	高齢者保健福祉について充実を望む施策 7位「建物・道路など高齢者に配慮したまちづくり」	27.3%【20.3%】	課題	バリアフリー化に向けたまちづくりが必要				
現状 2022年度	特定経路等のバリアフリー化整備率	90.8%【57.0%】											
高齢者等の生活と健康に関する調査 2022年度	高齢者保健福祉について充実を望む施策 7位「建物・道路など高齢者に配慮したまちづくり」	27.3%【20.3%】											
課題	バリアフリー化に向けたまちづくりが必要												
134	(新規) (1) バリアフリー化の推進	(1) バリアフリー化の推進【担当：総務交通室・道路室】											
135	○交通バリアフリー道路特定事業として、*重点整備地区内の駅から周辺の高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する施設まで及びそれらの施設間の移動に利用する歩道等において、視覚障がい者誘導用ブロックの設置や歩道内段差・勾配の解消等の整備を進めます。	○新たに、更なるバリアフリー事業の推進を目的とした、移動等円滑化促進方針（マスタープラン）及びバリアフリー基本構想を策定します。											
136	○新駅開業に伴い重点整備地区が増えた影響で、2019年度末で、特定経路等のバリアフリー化整備率は57.0%ですが、2023年度末には 特定経路等のバリアフリー化完了 をめざし、引き続き重点的にバリアフリー化を実施します。												
137	施策の方向3 防災・防犯の取組の充実	施策の方向3 防災・防犯の取組の充実											
138				<table border="1"> <tr> <td>現状 2019年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 防災用資機材給付団体（自主防災組織）：団体数 283 団体【263 団体】 *災害時要援護者支援事業（行政集約・手上げ・同意方式） ：協定締結団体数 9 団体【29 団体（手上げ・同意方式）】 *福祉避難所：指定済み施設数 29 施設【28 施設】 自主防犯活動：登録数 23 団体【33 団体】 *特殊詐欺：被害件数 97 件【76 件】 </td> </tr> <tr> <td>実態調査 2019年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 住宅用火災警報器の設置率 73.0%【73.3%】 災害に備えた対策 <ul style="list-style-type: none"> 1位「停電時に作動する足元灯や懐中電灯などを準備している」 62.2%【54.9%】 2位「食料や飲料水、日用品などを準備している」 45.2%【38.2%】 3位「近くの学校や公園など、避難する場所を決めている」 38.2%【39.6%】 6位「家具・家電などを固定し、転倒・落下・移動を防止している」 25.0%【20.5%】 特殊詐欺だと思われる電話「かかってきたことがある」 16.3%【22.4%】 </td> </tr> <tr> <td>課題</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 地域の自主防災・防犯力の向上 さまざまな手段を活用した柔軟な情報発信の実施 消費者被害や特殊詐欺被害を未然に防止するための市民啓発や注意喚起の強化 </td> </tr> </table>	現状 2019年度	<ul style="list-style-type: none"> 防災用資機材給付団体（自主防災組織）：団体数 283 団体【263 団体】 *災害時要援護者支援事業（行政集約・手上げ・同意方式） ：協定締結団体数 9 団体【29 団体（手上げ・同意方式）】 *福祉避難所：指定済み施設数 29 施設【28 施設】 自主防犯活動：登録数 23 団体【33 団体】 *特殊詐欺：被害件数 97 件【76 件】 	実態調査 2019年度	<ul style="list-style-type: none"> 住宅用火災警報器の設置率 73.0%【73.3%】 災害に備えた対策 <ul style="list-style-type: none"> 1位「停電時に作動する足元灯や懐中電灯などを準備している」 62.2%【54.9%】 2位「食料や飲料水、日用品などを準備している」 45.2%【38.2%】 3位「近くの学校や公園など、避難する場所を決めている」 38.2%【39.6%】 6位「家具・家電などを固定し、転倒・落下・移動を防止している」 25.0%【20.5%】 特殊詐欺だと思われる電話「かかってきたことがある」 16.3%【22.4%】 	課題	<ul style="list-style-type: none"> 地域の自主防災・防犯力の向上 さまざまな手段を活用した柔軟な情報発信の実施 消費者被害や特殊詐欺被害を未然に防止するための市民啓発や注意喚起の強化 			
現状 2019年度				<ul style="list-style-type: none"> 防災用資機材給付団体（自主防災組織）：団体数 283 団体【263 団体】 *災害時要援護者支援事業（行政集約・手上げ・同意方式） ：協定締結団体数 9 団体【29 団体（手上げ・同意方式）】 *福祉避難所：指定済み施設数 29 施設【28 施設】 自主防犯活動：登録数 23 団体【33 団体】 *特殊詐欺：被害件数 97 件【76 件】 									
実態調査 2019年度	<ul style="list-style-type: none"> 住宅用火災警報器の設置率 73.0%【73.3%】 災害に備えた対策 <ul style="list-style-type: none"> 1位「停電時に作動する足元灯や懐中電灯などを準備している」 62.2%【54.9%】 2位「食料や飲料水、日用品などを準備している」 45.2%【38.2%】 3位「近くの学校や公園など、避難する場所を決めている」 38.2%【39.6%】 6位「家具・家電などを固定し、転倒・落下・移動を防止している」 25.0%【20.5%】 特殊詐欺だと思われる電話「かかってきたことがある」 16.3%【22.4%】 												
課題	<ul style="list-style-type: none"> 地域の自主防災・防犯力の向上 さまざまな手段を活用した柔軟な情報発信の実施 消費者被害や特殊詐欺被害を未然に防止するための市民啓発や注意喚起の強化 												
138	<table border="1"> <tr> <td>現状 2022年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 防災用資機材給付団体（自主防災組織）：団体数 295 団体【283 団体】 災害時要援護者支援事業（行政集約・手上げ・同意方式） ：協定締結団体数 11 団体【9 団体（行政集約・手上げ・同意方式）】 福祉避難所：指定済み施設数 29 施設【29 施設】 自主防犯活動：登録数 23 団体【23 団体】 特殊詐欺：被害件数 115 件【97 件】 </td> </tr> <tr> <td>高齢者等の生活と健康に関する調査 2022年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 住宅用火災警報器の設置率 69.2%【73.0%】 災害に備えた対策 <ul style="list-style-type: none"> 1位「停電時に作動する足元灯や懐中電灯などを準備している」 61.8%【62.2%】 2位「食料や飲料水、日用品などを準備している」 48.9%【45.2%】 3位「自宅建物もしくは家財を対象とした地震保険（地震被害を補償する共済を含む）に加入している」 41.8%【前回不明】 6位「家具・家電などを固定し、転倒・落下・移動を防止している」 29.3%【25.0%】 特殊詐欺だと思われる電話「かかってきたことがある」 19.4%【16.3%】 </td> </tr> <tr> <td>課題</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 地域の自主防災・防犯力の向上 さまざまな手段を活用した柔軟な情報発信の実施 消費者被害や特殊詐欺被害を未然に防止するための市民啓発や注意喚起の強化 </td> </tr> </table>	現状 2022年度	<ul style="list-style-type: none"> 防災用資機材給付団体（自主防災組織）：団体数 295 団体【283 団体】 災害時要援護者支援事業（行政集約・手上げ・同意方式） ：協定締結団体数 11 団体【9 団体（行政集約・手上げ・同意方式）】 福祉避難所：指定済み施設数 29 施設【29 施設】 自主防犯活動：登録数 23 団体【23 団体】 特殊詐欺：被害件数 115 件【97 件】 	高齢者等の生活と健康に関する調査 2022年度	<ul style="list-style-type: none"> 住宅用火災警報器の設置率 69.2%【73.0%】 災害に備えた対策 <ul style="list-style-type: none"> 1位「停電時に作動する足元灯や懐中電灯などを準備している」 61.8%【62.2%】 2位「食料や飲料水、日用品などを準備している」 48.9%【45.2%】 3位「自宅建物もしくは家財を対象とした地震保険（地震被害を補償する共済を含む）に加入している」 41.8%【前回不明】 6位「家具・家電などを固定し、転倒・落下・移動を防止している」 29.3%【25.0%】 特殊詐欺だと思われる電話「かかってきたことがある」 19.4%【16.3%】 	課題	<ul style="list-style-type: none"> 地域の自主防災・防犯力の向上 さまざまな手段を活用した柔軟な情報発信の実施 消費者被害や特殊詐欺被害を未然に防止するための市民啓発や注意喚起の強化 						
現状 2022年度	<ul style="list-style-type: none"> 防災用資機材給付団体（自主防災組織）：団体数 295 団体【283 団体】 災害時要援護者支援事業（行政集約・手上げ・同意方式） ：協定締結団体数 11 団体【9 団体（行政集約・手上げ・同意方式）】 福祉避難所：指定済み施設数 29 施設【29 施設】 自主防犯活動：登録数 23 団体【23 団体】 特殊詐欺：被害件数 115 件【97 件】 												
高齢者等の生活と健康に関する調査 2022年度	<ul style="list-style-type: none"> 住宅用火災警報器の設置率 69.2%【73.0%】 災害に備えた対策 <ul style="list-style-type: none"> 1位「停電時に作動する足元灯や懐中電灯などを準備している」 61.8%【62.2%】 2位「食料や飲料水、日用品などを準備している」 48.9%【45.2%】 3位「自宅建物もしくは家財を対象とした地震保険（地震被害を補償する共済を含む）に加入している」 41.8%【前回不明】 6位「家具・家電などを固定し、転倒・落下・移動を防止している」 29.3%【25.0%】 特殊詐欺だと思われる電話「かかってきたことがある」 19.4%【16.3%】 												
課題	<ul style="list-style-type: none"> 地域の自主防災・防犯力の向上 さまざまな手段を活用した柔軟な情報発信の実施 消費者被害や特殊詐欺被害を未然に防止するための市民啓発や注意喚起の強化 												

第8期・第9期計画 変更点一覧表

資料5

行番号	第8期計画（現行）	第9期計画（案）	考え方
139	(新規)	施策の展開	
140	(1) 地域における防災力向上の推進	(1) 地域における防災力向上の推進【担当：危機管理室・福祉総務室】	
141	○災害時に必要な自助・共助・公助のうち、地域の助け合いとなる共助の部分は自助とともに大変重要で す。地域住民による防災活動を促進し、地震、火災その他の災害による被害の防止及び軽減を図ること を目的に 自主防災組織 に対して、その活動及び 防災用資機材整備 に要する経費に係る自主防災組織活動 支援補助金を2020年度より交付しています。	○地域の助け合いとなる「共助」の中心を担う自主防災組織の結成を引き続き促すため、自主防災組織に 対して、その活動及び防災用資機材整備に要する経費に係る自主防災組織活動支援補助金の交付や、地 域が主体となった防災訓練の実施に向けた支援を実施します。	自主防災組織に関する 文言を整理
142	○地域で協力し合う体制や活動は被害の軽減に寄与するだけでなく、高齢者等の要援護者の状況把握や支 援者の確保など必要な支援の体制づくりにも役立つことから、自主防災組織の結成を引き続き促すと ともに、連合自治会など地域が主体となった 防災訓練 の実施に向け支援します。		
143	○自主防災組織が未結成の地域や自主防災組織の高齢化などの課題については、今後も活動を続けていけ るよう組織の中心となる 地域防災リーダーの育成等 に取り組むとともに、大規模災害を想定した組織間 の連携強化を進めます。	○自主防災組織の高齢化などの課題については、地域防災リーダーの育成等に取り組むとともに、大規模 災害を想定した組織間の連携強化を進めます。	
144	○災害対策基本法に基づき、本人の同意を得て 災害時要援護者の名簿 を作成し、半年ごとに更新していま す。平常時から地域で行う声かけ・見守り活動や避難訓練等に活用する等、地域における避難支援体制 等を行う体制づくりの推進に活用できるよう、地域支援組織と協定を締結して名簿を提供します。あわ せて支援者向けハンドブックを作成して配布する等、平常時から行う地域活動をサポートするために支 援します。	○災害時要援護者の名簿が、地域における避難支援体制等を行う体制づくりの推進に活用できるよう、地 域支援組織と協定を締結して名簿を提供します。あわせて支援者向けハンドブックを配布する等、平常 時から行う地域活動を支援します。また、個別避難計画の作成を市が福祉事業所や地域支援組織と連携 して進めることで、地域内における支援体制を強化するとともに、より実行性の高い避難支援につな がるよう取り組みます。	
145	○災害発生後に高齢者や障がい者等、指定避難所での生活において何らかの特別な配慮が必要な方を対象 に開設する 福祉避難所 について、迅速かつ確かな開設と円滑な運営ができるよう、すべての 福祉避難所 施設長で構成する吹田市福祉避難所運営調整会議において関係施設との協議に努め、より一層の連携を 図ります。また、指定避難所と福祉避難所の違いや福祉避難所の役割などについて、市民への周知に努 め確実に開設ができるよう取り組みます。	○福祉避難所について、迅速かつ確かな開設と円滑な運営ができるよう、吹田市福祉避難所運営調整会議 において関係施設との協議に努め、より一層の連携を図ります。また、指定避難所と福祉避難所の違い や福祉避難所の役割などについて、市民への周知を行います。	
146	(2) 減災に向けた取組の推進	(2) 減災に向けた取組の推進【担当：危機管理室・高齢福祉室・総務予防室】	
147	○災害時における備えとして、携帯ラジオなどの日常持ち出し用品の準備や、食料、飲料水等の備蓄の準 備、避難場所の確認等の取組に加え、家具や家電などを固定し、転倒・落下・移動を防止するなど、 減 災の取組についての普及啓発 を進めます。	○災害時における備えとして、携帯ラジオなどの日常持ち出し用品の準備や、食料、飲料水等の備蓄の準 備、避難場所の確認等の取組に加え、家具や家電などを固定し、転倒・落下・移動を防止するなど、減 災の取組についての普及啓発を進めます。	変更なし
148	○家具等転倒防止器具の設置費用を助成する「 家具等転倒防止器具設置助成 」について、 <u>ちらしや市報す いた等</u> において周知に取り組みます。	○家具等転倒防止具設置助成、火災警報器の給付等、災害を防ぐための支援について、 <u>ちらしや市報等</u> に おいて周知に取り組みます。	
149	○一般住宅等に設置が義務付けられている 住宅用火災警報器 について、すべての世帯への設置に向け取 組むとともに、既に設置している場合においても、定期的な作動点検や本体の交換などの維持管理を行 うよう、普及啓発を進めます。	○住宅用火災警報器について、すべての世帯への設置に向け取り組むとともに、既に設置している場合は、 定期的な作動点検や本体の交換などの維持管理を行うよう、普及・啓発に努めます。	
150	○地域での防災講座や訓練、イベント等を実施するとともに、市のホームページや市報等を活用し、減災 への取組について市民啓発に努めます。また、 災害に関する情報収集の意識啓発 を図り、防災に関する さまざまな情報の発信方法については、新たな手段等も検討し、導入を図ります。	○地域での防災講座や訓練、イベント等を実施するとともに、市のホームページや市報等を活用し、減災 への取組について市民啓発に努めます。また、災害に関する情報収集の意識啓発を図ります。	
151	(新規)	○LINE セグメント配信などの市の公式 SNS 等を活用した情報発信を継続的に実施します。また、携帯電 話端末等で自ら情報を取得することが困難な方に対して、電話や FAX に風水害時の避難情報等を発信 する災害情報自動配信サービス（登録制）の普及・登録促進に取り組みます。	新たな情報発信の取 組について記載。

第8期・第9期計画 変更点一覧表

資料5

行番号	第8期計画（現行）	第9期計画（案）	考え方
152	（3）地域における防犯力向上の推進	（3）地域における防犯力向上の推進【担当：危機管理室】	文言を統合・整理。
153	○防犯意識の高揚を目的とした 防犯講座 を実施します。	○高齢者に対する犯罪の傾向など犯罪状況や防犯対策の知識に触れる機会を提供し、 防犯意識の高揚を目的とした防犯講座 を実施します。	
154	○高齢者に対する犯罪の傾向など犯罪状況や防犯対策の知識に触れる機会を提供し、地域の防犯活動が 活発なものとなるよう、日常生活の中で防犯に対する意識を持ったリーダーを育成することにより、市民が自主防犯活動 などを行い、地域の防犯力の向上を図ります。		
155	○防犯カメラの設置状況の効果検証を行い、今後の必要設置台数、箇所を検討し、 効果的な犯罪抑止を進めていくとともに、市の公用車や社会福祉施設等の車へのドライブレコーダー設置などにより、地域の見守りの目を増やし、犯罪抑止効果を高め ます。	○防犯カメラの設置状況の効果検証を行い、今後の必要設置台数、箇所を検討した上で 地域の見守りの目を増やすことにより犯罪防止効果を高め ます。	
156	○2010年11月に吹田警察署と締結した「 子どもと高齢者等を事件・事故から守るネットワーク吹田 」に関する協定に基づき、関係機関等と連携し、防犯情報の提供等ネットワークの充実に努めます。	○吹田警察署と締結した「吹田市民を犯罪等から守るための連携協定」に基づき、吹田警察署と連携・協働して市民が安全に安心して暮らすことができるまちづくりの実現を図ります。	
157	（4）消費者被害や特殊詐欺被害の防止に向けた取組の推進 重点取組	（4）消費者被害や特殊詐欺被害の防止に向けた取組の推進 【担当：市民総務室・高齢福祉室】 重点取組	
158	○消費生活センターにおいては、消費者被害の未然防止を図るため、自治会で回覧する「暮らしアップ情報」の発行、市報すいたの「消費生活センター便り」の記事作成及び「消費生活地域派遣学習会」等で、消費者被害に関する啓発活動を行います。さらに同センターが、市民に広く認知され、多種多様な相談に応じられるよう、その役割をホームページ等により広報に努めます。	○吹田市ホームページや公式 SNS、市報すいたへの「消費生活センター便り」の掲載等、様々な媒体を活用し啓発情報の発信を行います。 ○消費生活センター主催セミナー、地域派遣学習会やパネル展の開催の他、高齢者が集まる機会を捉えてワンポイントアドバイス等の啓発を行い、被害防止に努めます。	
159	○新たな手口により、巧妙化している特殊詐欺、悪質商法による被害を未然に防止するため、より効果的な啓発活動を行います。そのため、「吹田市特殊詐欺被害防止対策連絡会議」において、消費生活センターを中心に、被害の実態把握、分析、対策を協議する中で、被害防止施策の具体化に努めます。また、地域の諸団体、*地域包括支援センター、福祉関係事業所等との情報共有を図りながら、高齢者等の見守りネットワークの構築をめざします。	○吹田市特殊詐欺等被害防止対策連絡会議において、庁内外の機関との情報共有及び啓発情報の発信を行います。 ○地域包括支援センターが、消費生活センター等の関係機関や、高齢者の家族、高齢者の見守り活動を行っている民生委員・児童委員等と連携し、消費者被害の未然防止を図るための啓発を行うとともに、地域全体での高齢者の見守りを強化します。	
160	（5）高齢者福祉施設等における防災・防犯・感染症対策への支援 重点取組	（5）高齢者福祉施設等における防災・防犯・感染症対策への支援 【担当：危機管理室・高齢福祉室・福祉指導監査室】 重点取組	
161	○水防法及び土砂災害防止法が改正され、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設において 避難確保計画の作成及び避難訓練の実施 が義務化されたことから、対象となる全施設において、避難確保計画の作成をめざします。また、対象となる高齢者福祉施設等が避難確保計画の作成や避難訓練を実施し、利用者の安全確保を図れるよう、関係部局とも連携しながら支援するとともに、適切に指導します。	○要配慮者利用施設において避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務化されたことから、対象となる全施設において、避難確保計画の作成をめざします。また、高齢者福祉施設等が利用者の安全確保を図れるよう、関係部局とも連携しながら支援するとともに、適切な指導を行います。	
162	○災害発生時における利用者の安全確保のため、高齢者福祉施設等が、 防災マニュアルの策定や防災訓練の実施、地域社会との連携体制の整備推進 が図れるよう指導します。	○災害発生時における利用者の安全確保のため、高齢者福祉施設等が、防災マニュアルの策定や防災訓練の実施、地域社会との連携体制の整備推進が図れるよう指導を行います。	
163	○外部からの不審者の侵入に対する利用者の安全確保のため、高齢者福祉施設等が、 防犯マニュアルの作成や訓練の実施 を行うよう注意喚起を図るとともに、 防犯対策を強化するために必要な安全対策等 を図れるよう支援します。	○外部からの不審者の侵入に対する利用者の安全確保のため、高齢者福祉施設等が、防犯マニュアルの作成や訓練の実施を行うよう注意喚起を図るとともに、防犯対策を強化するために必要な安全対策等を図れるよう支援を行います。	
164	○介護事業所等が感染症発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているかを定期的に確認するとともに、感染症対策に必要な 物資の備蓄や調達等の体制整備 を進めます。	○介護事業所等が感染症や非常災害の発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているかを定期的に確認します。	
165	○新型コロナウイルス感染症の発生等により介護サービス提供体制に対する影響をできる限り小さくすることを目的に、介護サービス事業者等が 継続して介護サービスを提供できるよう支援 します。	(削除)	
166	○新型コロナウイルスの感染者が発生した施設において、法人内の自助では対応できない状況等が生じた場合に、 応援職員を派遣 できるよう関係機関と連携します。	(削除)	

第8期・第9期計画 変更点一覧表

資料5

行番号	第8期計画（現行）	第9期計画（案）	考え方											
167	(新規)	○介護サービス事業所等が感染症や非常災害の発生時においても利用者に対するサービスの提供を継続するための業務継続計画の策定、研修の実施及び訓練の実施が行われているかを運営指導等の際に確認・指導します。	業務継続計画等について記載											
168	基本目標2から移動													
169	施策の方向4 権利擁護体制の充実	施策の方向4 権利擁護体制の充実												
170		現状と課題												
	<table border="1"> <tr> <td>現状 2019年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者虐待：対応件数 53件【66件】 (うち夫・息子による虐待件数 31件【49件】・58.5%【74.2%】) 高齢者虐待対応短期入所生活介護：利用者数 0名【3名・延べ71日】 *成年後見制度利用支援事業：件数 46件【28件】 *日常生活自立支援事業 福祉サービスの利用援助：利用者数 102人【92人】 日常の金銭管理サービス：利用者数 102人【91人】 その他書類等預かりサービス：利用者数 23人【26人】 </td> </tr> <tr> <td>実態調査 2019年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度の認知度 33.9%【27.2%】 高齢者虐待の認識についての調査に誤回答等をしている介護者 17.0%【20.2%】 </td> </tr> <tr> <td>課題</td> <td>高齢者の権利擁護のための制度や取組、関連情報の周知・啓発が必要</td> </tr> </table>	現状 2019年度		<ul style="list-style-type: none"> 高齢者虐待：対応件数 53件【66件】 (うち夫・息子による虐待件数 31件【49件】・58.5%【74.2%】) 高齢者虐待対応短期入所生活介護：利用者数 0名【3名・延べ71日】 *成年後見制度利用支援事業：件数 46件【28件】 *日常生活自立支援事業 福祉サービスの利用援助：利用者数 102人【92人】 日常の金銭管理サービス：利用者数 102人【91人】 その他書類等預かりサービス：利用者数 23人【26人】 	実態調査 2019年度	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度の認知度 33.9%【27.2%】 高齢者虐待の認識についての調査に誤回答等をしている介護者 17.0%【20.2%】 	課題	高齢者の権利擁護のための制度や取組、関連情報の周知・啓発が必要	<table border="1"> <tr> <td>現状 2022年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者虐待：対応件数 36件【53件】 (うち夫・息子による虐待件数 28件【31件】・77.8%【58.5%】) 高齢者虐待対応短期入所生活介護：利用者数 0名【0名】 成年後見制度利用支援事業：件数 79件【45件】 日常生活自立支援事業 福祉サービスの利用援助：利用者数 94人【102人】 日常の金銭管理サービス：利用者数 94人【102人】 その他書類等預かりサービス：利用者数 21人【23人】 </td> </tr> <tr> <td>高齢者等の生活と健康に関する調査 2022年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度の認知度 29.7%【33.9%】 高齢者虐待の認識についての調査に誤回答等をしている介護者 20.4%【17.0%】 </td> </tr> <tr> <td>課題</td> <td>高齢者の権利擁護のための制度や取組、関連情報の周知・啓発が必要</td> </tr> </table>	現状 2022年度	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者虐待：対応件数 36件【53件】 (うち夫・息子による虐待件数 28件【31件】・77.8%【58.5%】) 高齢者虐待対応短期入所生活介護：利用者数 0名【0名】 成年後見制度利用支援事業：件数 79件【45件】 日常生活自立支援事業 福祉サービスの利用援助：利用者数 94人【102人】 日常の金銭管理サービス：利用者数 94人【102人】 その他書類等預かりサービス：利用者数 21人【23人】 	高齢者等の生活と健康に関する調査 2022年度	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度の認知度 29.7%【33.9%】 高齢者虐待の認識についての調査に誤回答等をしている介護者 20.4%【17.0%】 	課題
現状 2019年度	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者虐待：対応件数 53件【66件】 (うち夫・息子による虐待件数 31件【49件】・58.5%【74.2%】) 高齢者虐待対応短期入所生活介護：利用者数 0名【3名・延べ71日】 *成年後見制度利用支援事業：件数 46件【28件】 *日常生活自立支援事業 福祉サービスの利用援助：利用者数 102人【92人】 日常の金銭管理サービス：利用者数 102人【91人】 その他書類等預かりサービス：利用者数 23人【26人】 													
実態調査 2019年度	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度の認知度 33.9%【27.2%】 高齢者虐待の認識についての調査に誤回答等をしている介護者 17.0%【20.2%】 													
課題	高齢者の権利擁護のための制度や取組、関連情報の周知・啓発が必要													
現状 2022年度	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者虐待：対応件数 36件【53件】 (うち夫・息子による虐待件数 28件【31件】・77.8%【58.5%】) 高齢者虐待対応短期入所生活介護：利用者数 0名【0名】 成年後見制度利用支援事業：件数 79件【45件】 日常生活自立支援事業 福祉サービスの利用援助：利用者数 94人【102人】 日常の金銭管理サービス：利用者数 94人【102人】 その他書類等預かりサービス：利用者数 21人【23人】 													
高齢者等の生活と健康に関する調査 2022年度	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度の認知度 29.7%【33.9%】 高齢者虐待の認識についての調査に誤回答等をしている介護者 20.4%【17.0%】 													
課題	高齢者の権利擁護のための制度や取組、関連情報の周知・啓発が必要													

第8期・第9期計画 変更点一覧表

資料5

行番号	第8期計画（現行）	第9期計画（案）	考え方
171	(新規)	施策の展開	
172	(1) 権利擁護体制の充実	(2) 成年後見制度の利用促進 に移動	
173	(2) 高齢者虐待への適切な対応の促進	(1) 高齢者虐待防止に向けた取組の推進【担当：高齢福祉室・人権政策室】 重点取組	
174	(新規)	○養護者による高齢者虐待は支援が長期化する等、支援の内容は個別性が高い傾向があることから、地域全体で支援していくことを視野に、関係室課とも連携し、高齢者虐待に準じる複合的な課題を抱える事例への対応力を高めていきます。	
175		○市が養護者による高齢者虐待防止マニュアルの整備や地域包括支援センターの社会福祉士による会議等を開催し、適切に後方支援を行うことで、地域包括支援センターにおける相談支援のスキルアップに努めていきます。	
176	○地域包括支援センターにおいて、 高齢者虐待防止法に基づく通報窓口 として、高齢者虐待通報を受け、社会福祉士等の専門職のアプローチにより、個々のケースの状況に応じた被虐待者の保護等を行うとともに、介護負担軽減のため介護サービス等の利用等、養護者への支援も行います。	(削除)	基本的な体制が整っているため削除
177	○地域包括支援センター職員等の高齢者虐待対応をはじめとする 権利擁護業務についての援助技術の維持向上 を図っていくための研修を行うとともに、出前講座等を通じて地域の支援者や関係機関に啓発を進め、 高齢者虐待の早期発見・早期対応 の効果について理解を深めます。	○高齢者虐待の早期発見、早期対応の重要性について、引き続き出前講座や地域ケア会議等での啓発に取り組み、地域や関係機関の協力のもと、高齢者虐待防止のネットワーク強化を図ります。	
178	○基幹型地域包括支援センターが、各委託型地域包括支援センターの後方支援、総合調整を図り、 *すいたストップDVステーション 等との連携や、措置等の行政の権限についても適切に行使します。	○地域包括支援センター運営協議会等において、高齢者虐待に係る取組の状況を報告し、効果的な展開を図ります。	
179	○ 吹田市高齢者虐待防止マニュアル を活用し、地域包括支援センター間で緊密な連携を取り、より適切な支援を行います。		
180	○介護保険の要介護認定で非該当となった者、又は要介護認定を受けていない者が、高齢者虐待を受けた場合に、特別養護老人ホームを一時的に利用して、高齢者の安心・安全な生活を確保できるよう、 高齢者虐待対応短期入所生活介護事業 を実施します。	(削除)	早期解消や養護老人ホームへの措置で対応しているため削除
181	(3) 高齢者虐待防止に向けた取組の推進 重点取組	(1) 高齢者虐待防止に向けた取組の推進 に統合	
182	○ 高齢者虐待の早期発見、早期対応 の重要性について、引き続き出前講座や地域ケア会議等での啓発に取り組みます。また、認知症サポーター養成講座においても、高齢者虐待への支援についての情報を提供し、早期発見・早期対応の重要性への理解を深めます。		
183	○ 吹田市人権啓発推進協議会 の活動を通じて、幅広い年代への啓発活動が行えるよう、小学校区ごとに設置している地区委員会を中心に、一人で悩みを抱え込まず相談機関へ確実につなぐことができるよう、さらには高齢者の人権が守られるよう、高齢者虐待防止や権利擁護制度、相談機関の紹介パンフレットや資料を配布し、啓発活動を行います。また、地区委員会活動の研修活動に対して、権利擁護に関する出前講座や講師派遣の情報提供等を行います。	○人権啓発推進協議会の活動において、小学校区ごとに設置している地区委員会を中心に、相談機関のパンフレット等を配布する啓発活動等を行います。	
184	○民生委員・児童委員や*ケアマネジャー（介護支援専門員）、警察、弁護士会等、地域ケア会議の参加機関の協力のもと、 高齢者虐待防止のネットワーク強化 を図ります。	(削除)	取組が定着したため削除
185	○認知症高齢者は被虐待者となるリスクが高いため、 認知症支援と連動した高齢者虐待防止の取組 も進めます。	(削除)	取組が定着したため削除
186	(新規)	○全ての介護サービス事業者に義務付けられている虐待の発生又はその再発を防止するための対策を検討する委員会の開催、指針の整備及び研修の実施等を運営指導等において確認・指導を行うことにより、 虐待防止の実効性を高めます。	

第8期・第9期計画 変更点一覧表

資料5

行番号	第8期計画（現行）	第9期計画（案）	考え方
187	（1）権利擁護体制の充実	（2）成年後見制度の利用促進【担当：高齢福祉室・福祉総務室・障がい福祉室・生活福祉室】	
188	○高齢化の進展とともに、より重要度が増していく 成年後見制度 について、市民が制度の趣旨を理解しやすく、支援を必要とする人の利用につながるような広報に努めるとともに、関係所管及び専門機関等との連携のもとに支援ネットワークの整備に向けた検討を行うなど、制度の利用促進に向けた取組を進めます。	○令和6年度（2024年度）設置予定の成年後見制度利用促進にかかる中核機関と連携する等、成年後見制度の周知と利用促進を始めとする高齢者の権利擁護について、重層的に取り組みます。	中核機関の設置や重層的支援体制整備事業構築の予定をふまえた権利擁護体制の方向性を記載 事業の周知が一定図られたため削除
189	○資力が乏しく、申立てが困難な認知症高齢者等に適切な支援が図られるよう、申立て費用や成年後見人等の報酬を助成する 成年後見制度利用支援事業 を周知します。	(削除)	
190	○認知症や知的障がい等により判断能力が十分でない人が住み慣れた地域において自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき福祉サービス利用援助や金銭管理等のサービスを行う 日常生活自立支援事業 について、引き続き、事業を実施する社会福祉法人吹田市社会福祉協議会と連携しながら周知を図るとともに、利用待機者が解消されるよう、 <u>効果的な支援のあり方</u> を検討します。	○認知症や知的障がい等により判断能力が十分でない人が住み慣れた地域において自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき福祉サービス利用援助や金銭管理等のサービスを行う日常生活自立支援事業について、利用待機者が解消されるよう、 <u>吹田市社会福祉協議会と連携して取組を進めます。</u>	
191	○認知症高齢者の増加に伴い、地域包括支援センターにおける高齢者の権利擁護に関する相談支援対応のスキルアップが求められていることから、 基幹型地域包括支援センターが適切に後方支援、総合調整を実施 します。	(削除)	取組が一定定着したため削除
192	○認知症の方や障がい者、その家族に対し、後見人等が実施する支援など、 制度理解や利用促進 を図るため、市報すいたやホームページ等を活用しながら関係機関等と連携し、一層の普及啓発を実施します。	○認知症の人や障がい者、その家族に対し、後見人等が実施する支援など、制度理解や利用促進を図るため、市報すいたやホームページ等を活用しながら関係機関等と連携し、一層の普及・啓発に取り組みます。	
193	○ 成年後見制度利用促進のための基本計画 を策定するなど、すべての市民が意思決定についての尊重と支援が受けられる体制を整備します。	(削除)	地域福祉計画に盛り込んだため削除
194	基本目標5施策の方向3（6）から移動		
195	（6）認知症の人の権利擁護の推進		
196	○判断能力が不十分で契約などの法律行為における意思決定が難しい、認知症の人の権利擁護のため、 *成年後見制度 や *日常生活自立支援事業 などの周知や利用を促進します。	○認知症の人の人権が守られるよう、地域包括支援センターと中核機関等の関係機関、多職種との連携により、各種制度利用の促進等に取り組みます。	この文言を基本目標3「認知症施策の推進」に移動
197	○地域包括支援センターや関係機関等を通じて、成年後見制度に関する出前講座等に取り組み、高齢者本人、家族等が認知機能の低下の前に積極的に財産管理や*身上監護について考えることができる機会を増やします。		
198	(4) 消費者被害の防止に向けた啓発の推進 重点取組	基本目標5施策の方向3（4）に統合	
199	○地域包括支援センターが、「*大阪府警察安まちメール」に登録しており、随時、担当地域における事案を把握しています。未然防止の事案も含めて、全地域包括支援センターで情報共有するなど、地域包括支援センター間のネットワークの構築を図ります。	(削除)	
200	○地域包括支援センターが、消費生活センター等の関係機関や、高齢者の家族、高齢者の見守り活動を行っている民生委員・児童委員等と連携し、 消費者被害の未然防止 を図るための啓発を行うとともに、地域全体での高齢者の見守りを強化します。		施策の方向3（4）に統合